

日程第1 一般質問

5番 桂川 雅 信

- (1) 農地法の下限面積要件撤廃を多様な就農に結びつける  
～移住希望者の半農半Xへの期待に応えるために～
- (2) 公共建物内での香害被害者への対応を徹底するために
- (3) 発達障害・不登校の児童生徒の教育機会の確保について（その2）  
～化学物質過敏症様症状の対策に保健調査票の活用を～
- (4) 村の宝・文化財の保全活用は社会教育活動で  
～坂戸橋と南向発電所の保全と活用は村民の力を活かせ～

9番 大原 孝 芳

- (1) 村における不登校について問う
- (2) 上伊那広域連合議会の「戸草ダム建設意見書」の取り扱いについて
- (3) 空き家対策の進め方について

8番 大 島 歩

- (1) 生きる力と地域の文化・産業を育む、中川村らしい食育を
- (2) 小中学校における「香害」「化学物質過敏症」への対応について
- (3) 中川村での結婚新生活を応援する制度は？

7番 島 崎 敏 一

- (1) 子供達をネット依存とゲーム障害から守るための取組について
- (2) スクールデザインプロジェクト（仮称）について
- (3) 空き家相談出張窓口の開設について

- 1番 片 桐 邦 俊
- 2番 松 村 利 宏
- 3番 中 塚 礼次郎
- 4番 長 尾 和 則
- 5番 桂 川 雅 信
- 6番 山 崎 啓 造
- 7番 島 崎 敏 一
- 8番 大 島 歩
- 9番 大 原 孝 芳
- 10番 松 澤 文 昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	片 桐 俊 男	総務課長 会計管理者	松 村 恵 介
地域政策課長	眞 島 俊	住民税務課長	小 林 郁 子
保健福祉課長	水 野 恭 子	産業振興課長	宮 崎 朋 実
建設環境課長	松 澤 広 志	リニア対策室長	小 林 好 彦
教育次長	上 山 公 丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃 澤 清 隆  
書 記 座光寺 てるこ

# 令和5年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和5年3月9日 午前9時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 御参集御苦労さまです。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
- 日程第1 一般質問を行います。
- 通告順に発言を許します。
- 5番 桂川雅信議員。
- 5番 (桂川 雅信) おはようございます。
- それでは通告に基づきまして質問いたします。
- 本日は4問あります。
- 1問目は「農地法の下限面積要件撤廃を多様な就農に結びつける」というテーマです。サブタイトルは「～移住希望者の半農半Xへの期待に応えるために～」としてあります。
- これからの地域農業の在り方に影響する内容が盛り込まれた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されます。この法改正のポイントは、農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するために農地関連法が改正された点にあります。
- 主な内容として、農業経営基盤強化促進法の改正では認定農業者や新規就農者に対する支援が講じられていますが、これと併せて農地法の一部改正も行われ、多様な人材確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた農地の所有権、賃借権等の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されています。
- これまで農地等の所有権移転に関する農地法第3条に規定する条件を除外するためには農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画や農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の策定が必要でした。
- 歴史的には、平成21年から平均耕作規模が小さい市町村では農業委員会が10a以上の別段の面積を定められるようになっていましたので、実際には7割以上の市町村で40a、30a、20aや10aといった特段の面積が設定されています。
- また、担い手が不足している地域では空き家を取得する場合に限り10a未満の極めて小さい面積での設定が可能となり、令和3年7月現在では373の農業委員会が農地付空き家のための別段の面積を定めています。
- 中川村や他の市町村では、この制度を利用して空き家に付随する農地面積が1aか

ら10aまでの農地を所有できるようになっています。

県内では、安曇野市で地域再生法の規定を利用して昨年10月から空き家に付随する農地は1.0aから所有できるようになりましたし、下呂市では別段面積を0.01a—1㎡に設定して小さい面積から農業を始めてみませんかと呼びかけています。別添に参考資料を添付いたしましたが、下呂市ではこのチラシを作って公に配布しているようです。

そこで、今回の農地法の改正ですが、最大の特徴は、農家以外からの新規参入のための利用権設定の基準が廃止されたことにより、住宅に付随しているか否かを問わず、どの市町村でも小面積での農業参入、小規模農園などのいわゆる半農半Xがしやすくなった点にあります。

もちろん、この場合でも農地法第3条の下限面積以外の3要件は引き続き生きていますので、農業委員会としての農地の適正な利用を指導する仕組みは継続されていると考えます。

長く農村にお住まいの方々には想像できないかもしれませんが、都市住民の中での小規模耕作への期待はかなり根強いものがあり、都市内農地での公営家庭菜園の希望者はいつも殺到して抽選になっているほどです。このような方の中には半農半Xを実現するために本格的に移住を考えている方も増えていますし、お試し農業をしながら次第に農業経営へと進んでいる方もいます。

私自身は、都会の中で30年間畑を借りて休日農業をし、温室で苗作りなどをしていましたので、都会の公民館講座で都市内農業の意義と楽しさを語ってきておりましたが、受講生はいつも満席でした。

都市住民から見れば自分が自由に作付できる畑を所有したり借りたりすることは夢のような出来事なのだとすることをぜひ知っていただきたいと思います。

これまで別段面積の設定によって他都市では都市住民への呼びかけを行ってきた経過がありますが、今後はこれらの制限が撤廃されたことにより、さらにこういった呼びかけは強化されることになると考えます。

都会からの移住希望者の中にはちょっと畑をやってみたいという方はたくさんいますし、住居の隣に畑がなくても通いの農業をやる方もいます。私自身がその一人です。

中川村では別段面積が設定された際に村の広報紙でそのことが知らされており、実際に空き家に移住した方でこの制度を活用して農地を取得した方もいたようです。

しかし、もっと積極的に農地を借りたり所有したりすることができることを移住希望者には知らせるべきであると考えます。

昨年、中央地区に都会から移住してきた方は、すぐに住宅横の空き地を畑に作り変えていました。

そこで提案です。

今回の農地法改正を村内の耕作者や耕作希望者に周知するだけでなく、今後の移住政策の中にもこの制度改正を取り込み都市住民への移住の呼びかけに活用すべきと考えますが、農政担当課と地域政策課のそれぞれの見解を伺いたいと思います。

○産業振興課長 それでは、私のほうから農政部局及び農業委員会事務局としての見解について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、コロナの影響によりまして時代の趨勢は大都市一極集中から地方分散へと態様の変化が見られております。その状況下で下限面積要件が撤廃されることは、半農半Xという就農形態が確立され、新たな担い手の確保に大きく貢献できるというふうにこちらのほうとしても考えております。

村では、令和元年度に別段面積を設定してから8件の申請がありました。この8件の中には、空き家に移住され、併せて宅地に附属する農地を取得されたことから、移住に当たっての後押しとなったことは想像ができます。

さらには、この4月1日施行される農業経営基盤強化促進法の一部改正による下限面積要件の廃止により、小規模な農地の取得はますます増加していくというふうに予想をしております。

そのような流れの中で、より一層考慮しなければならないことは、地域との調和要件というふうに考えております。

人・農地プランや地域計画策定、さらには令和7年度から利用権の設定は農地中間管理機構へ一本化していくということなど、農地の集約化の流れがますます進んでいきます。

今後策定していく地域計画の中で現在の村の農業を支えている専業農家及び兼業農家と半農半Xとして就農希望する方との調和やすみ分けをしていく必要がありますので、幅広い担い手の確保と同時に、農業委員会をはじめとする農業関係機関や団体との協議を進めていく必要があるというふうに考えております。

○地域政策課長 それでは空き家担当部局からの見解を申し上げます。

村内の空き家所有者側で考えますと、建物だけではなく、土地の広狭——広い狭いはあるものの、農地を所有している方も多く、所有者からすると建物と宅地だけの処分や活用では、残った農地の草刈りや管理など、問題が残ってしまうと考えられます。適正な農地管理に努めようとするれば維持経費がかかってしまうということもあります。

村内の空き家と思われる物件所有者の住所から見ますと、大体、村外者の方が6割強といった状況と聞いております。

逆に都市部からの移住・定住の検討者からしますと、家庭菜園等、耕作のできる畑があることは、空き家が魅力的な物件になるというふうに考えられます。

御提案のとおり、移住希望者には畑等がつかしました魅力的な物件に、所有者からは農地も含めた賃貸借や処分ができる点をアピールできるよう、産業振興課とも連携しまして空き家活用につなげていきたいと思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 私は先ほど長く農村にお住まいの方には想像できないかもしれませんがというふうに申し上げました。

実は、私の現役時代のことですが、私はもう30年近く現役時代に畑をやっておりまして、休日農業ですが、特に土日はほとんど畑で過ごしておりました。そのことを、

実は職場へ行ったときに、上司にいかにも畑、農作業は楽しいかという話をしたことがあります。私の上司は、そんなことを桂川君はやっているのかと、俺は子どもの頃、農作業でさんざんいじめられて、もうとてもそんな畑なんかやる気はないと言っていました。いや、それが長く農業をやっていた人の感覚ではないかなって私はそのときに思いました。ああ、やっぱりこの人はそうなんだな、大変だったんだろうなど。

だけど、都会に住んでいる人たちで農作業をやったことがない人たちはどのように感じているかっていうと、家庭菜園をやっている方々に私も随分アンケートを取ったりしましたが、ほとんどの方が自分で食べ物を作れることの喜びを非常に感じています。それから、安全な食料を自分で作るができるっていうことについても非常に大きな魅力を感じている。それは面積の大小ではないんです。

やっぱり農地に働きかけて、土に働きかけて物を作ることができる喜び、楽しさ、そういうものを肌で感じることもできたのでやってみたいというふうに思うわけで、これは子どもの頃に厳しい農作業にさらされてきた方とは全く違う感覚です。

それで、今、産業振興課長がおっしゃいましたけれども、今は状況が全く一変しております。都会の人たちの中には日々の労働の中から解放されたいという意欲も相当強くあります。農作業がそれを全て開放するわけではなくて、体力的には大変厳しいんですが、メンタルの面では大変開放感があります。

私も現役時代に農作業をやっていて、そのことをエッセイに書いて当時の職場報に書いたことがあります。局報に書いたことがありますけれども、農作業というのは、単に肉体を使うだけではなくて、メンタルの面でも非常にいい影響を与えていると私はそのときに感じました。

今、都会の労働者の皆さんが、できれば農地を取得して、あるいは借りて農作業をやってきたらというふうに感じるのは、食べ物を作るだけではないんです。そういう精神的な圧迫感から解放されたいという意欲も持っているんだということをぜひ知っていただきたいと思います。

その上で1つ申し上げたいのは、例えば小平の分譲地、それから今回の中央地区のお試し住宅は、そのまま放置して本当に人が来るのか、私はとてもそう思えないんです。やはり農的生活に興味を感じている人にちょっとインパクトを与えられるような宣伝の仕方、情報提供をすべきだというふうに感じています。そのことを、ぜひ行政の皆さんも親身に考えていただきたいと思います。都会の人たちが一体何を望んでいるのか、ぜひ、その望んでいるところに刺さるような情報提供をしていただきたい。農的生活は都市住民のあこがれです。そのことをきちんと把握しておいていただきたいと思います。

次に行きます。

2番目は「公共建物内での香害被害者への対応を徹底するために」です。

これまでの議会質問では私と8番議員から香害問題について質問が行われており、行政側もその後の対応をしまいましたが、全国的には行政機関の香害被害者への対応がさらに進んできております。

例えば調布市では、これまで使用していた接遇マニュアルを改訂して香害被害者への配慮を職場内で進めることになるようです。

また、次の質問で述べますが、学校関係の職場では子どもたちの健康を守るための対策として広がりを見せています。

以前の私の質問でも述べましたが、海外では、例えばアメリカの疾病対策センター、CDCは、2009年、職員に香りつき洗剤などで洗った衣類を着てこないように求め、施設内で香水や芳香剤など香りつき製品の使用を禁止しています。マイクロプラスチックに香料を封入した洗剤を製造している世界的メーカーのあるアメリカでも10年以上前に既にこのような対策が進んでいたのです。

昨年9月議会でこの問題を取り上げた8番議員からは、香害・化学物質過敏症の相談窓口を設置すること、全ての職員に理解が深まるよう各部署で学ぶ機会を設けること、村独自の香害のチラシとパンフレットの作成及び配布とホームページへの掲載による情報提供をすることの3点が質問され、行政からは前向きな対応が示されたと思えますが、その後の経過を見ると目に見えて前進しているとは言い難い面もあり、再度、昨年9月議会以降のこの問題に関する行政側の取組について状況を教えてください。

○保健福祉課長

それでは香害問題に関する取組状況についてお答えします。

以前から行ってはおりますが、厚生労働省や環境省など5省庁が連名で作成した香りに関しての啓発ポスターの掲示、みなかた保育園では保護者へのお便りに香害に関する内容を書き情報を共有、片桐保育園では3月中に職員を対象にeco lifeなかがわから講師をお願いしまして学習会を開催する予定です。

昨年8月に開催しました環境過敏症に関する講演会の録画視聴の案内を村ホームページに掲載し、対応してきております。

今後になりますが、香害の問題に関する情報、相談窓口などを村ホームページに掲載してアピールすることを検討していきます。

また、eco lifeなかがわの皆さんから日用品による香害についての啓発資料を作成するために地域づくり支援事業補助金の申請があり、採択したところです。

会の皆さんにも御協力をいただいて4月以降も職員を対象とした学習会の開催を予定しております。

○5番

(桂川 雅信) 次にいきます。

この問題での行政側の取組状況として気になるのは、職員の間での理解が進んでいるのかという点です。

例えば、現実に保健センターに相談が舞い込んだ場合、保健センターでの対応方針は決まっているようには思えません。なぜなら、この問題の職場での理解が進んでいないことが原因だと私は考えます。

村民からの相談を受けた際に的確な対応ができるようにするには、保健センター職員だけでなく、職員全体でこの問題の理解を促進することが必要だと考えますが、見解を伺います。

○保健福祉課長

環境過敏症に関する問題は、保健センター職員はもとより、職員一人一人が問題について理解することが大切だと考えております。

それで、相談窓口となる保健センターでの対応力ですが、今の状況では、例えば症状がある方が相談に来たとしても、その方の症状が香害による症状だと判断できない状態であります。香害問題への対応が進んでいる先進地での対応等を参考とさせていただきながら、また保健所にも相談しながら強化を図っていきたいと考えております。

○5番

(桂川 雅信) 今の見解についてですが、確かに、窓口で対応する際、香害の方だけではなく、化学物質過敏症に関する問診票が国内ではできておりません。残念ながら厚生労働省がそこまで今は踏み込んでおりませんので問診票の作成に至っていないのですが、医師によっては問診票を作成している方もいらっしゃいます。

今、課長がおっしゃいましたが、全国では幾つか化学物質過敏症のセンターを設けている県があります。横浜ではNPO法人でセンターをつくっていますし、岩手県は県の中に対策室ができておりますので、恐らくそういうところでは問診票をもう作っていると思います。ぜひ調査をしていただいて、問診票が手に入れば村独自の問診の仕方でもできると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、昨年講演していただいた北條先生と、それから昨年私が一般質問で取り上げました上越教育大学の論文を公表した先生と、この皆さんが共同で全国の小学校、中学校にアンケート調査を今準備してございまして、そこでも問診票がテーマになっておりますので——北條先生自身も国際的な問診票はもう以前から作っておられますし、その簡略版も北條先生は作成しているはずで、北條先生やなんかとも連絡を取り合いながら御検討いただければと思います。

次に行きます。

さきに述べましたように、全国的に見ると行政機関での対応は進んできております。

私は、国の対応が遅くても、住民に直接関わっている自治体行政は今すぐにもできることはあると考えています。

特に香害の発症は軽症のうち原因を除去すれば症状は治まることが分かっておりますので、村内でも早期に実践的な対策が必要だと考えます。

特に次の2点について提案しますので、担当課と村長の見解を伺います。

1、役場、保育園、福祉施設、教育施設など公共施設内での香害被害の発生を防止するため、被害者の実態と香料製品の自粛について職員と施設利用者、訪問者への周知の徹底、庁舎内への香り物質の持込みの自粛を強く呼びかける。

2、相談窓口となっている保健センターでの対応力の強化、特に香害で問題となっているのはマイクロカプセルに香料を組み込んだ柔軟剤や洗剤で、この商品の氾濫で香害被害は一挙に拡大したと考えられており、村内での使用自粛は喫緊の課題です。

このマイクロカプセル、マイクロプラスチックですが、微細なプラスチックの中に香り物質を封入して、それを洗剤に混ぜてあるんですが、洗剤に混ぜたカプセルが実は衣類にそのまま付着して、もちろん洗濯して乾かしてもそのまま残っているわけです。それで、そのカプセルが実は着たときに摩擦で破裂して、微細な気泡ですので破

裂して、それで香料が出てくる、それがいい香りだというふうに感じてしまっているわけです。

このマイクロカプセルの普及は、もともとアメリカのメーカーが開発したものですけれども、P&Gって皆さんよく御存じだと思いますが、そのメーカーが開発して日本に持ち込まれて、日本でこの洗剤を作るようになりました。このマイクロカプセル、マイクロプラスチックによる香料の封入が始まってから劇的に香害発症者が増えています。このことはもうはっきりしております。

ですので、こういった匂いがついた洗剤を使わなくなることだけでもかなりの数が減少するだろうということはもうはっきり分かっていますので、そういう意味では、対応は比較的しやすいというふうに考えております。ぜひ御見解をお願いします。

○保健福祉課長

それでは、今時点で考えていることですが、対応についてお答えをさせていただきますと思います。

香害に関する問題は職員だけではなかなか限界がありますので、先ほども言いましたeco lifeなかがわの皆さんが積極的に活動をされておりますので、ぜひ一緒に取組を進めていきたいと考えております。

村としましては、職員を対象とした施設ごとの学習会の開催を今後考えていきたいと考えております。

また、職員だけでなく、広く住民の皆さんへの啓発も大切だと考えておりますので、公共施設には引き続きポスター等の掲示で啓発し、チャオなど多く人が集まる場所では啓発資料などを配布する活動なども考えておりますので、皆さんと一緒にできるようにeco lifeの皆さんに要請をしていきたいと考えております。

先ほども申しておりますが、香害に関する問題への対応は職員だけでは限界がありますので、eco lifeなかがわの皆さんや専門とする方々と一緒に進めていけたらと考えております。

○村 長

私の見解をということでございますけれども、関連して、この後、桂川議員の発達障害、不登校の児童生徒の教育機会の確保についての関連の中で、私も関連したことだというふうに思っておりますので、そのところで述べさせていただいて、これが考え方であるというふうに示させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5 番

(桂川 雅信) 公共施設の中でのフレグランス・フリーは、もう時代の流れだというふうに思います。

昨日も昭和伊南総合病院の新設に関する説明が伊南の事務局からなされたときに皆さんから出された意見への対応を書かれた表があったんですが、実は、病院はフレグランス・フリーにすべきだという意見がありまして、それに対して参考程度に聞きますみたいな回答だったもんですから、ちょっと私はそこにかみついたんですけれども、今どき病院で、つまり公共施設で、フレグランス・フリーに積極的に取り組まないなんていうのはあり得ないと、特に病院は。

香りがきつくて、あるいは他人の香りがあるもんで気になって病院に行けないうって

いう方が実はいらっしゃいます。それから、役場に、役所に行けないっていう人もいらっしゃいます。

それで、安曇野の例が前回も出たと思いますが、安曇野市に発症者のグループが今できていますけれども、その方は役所に行けないと、安曇野市役所に行けないので何とかしてくれということを行政に訴えて、そのときは窓越しに話を聞いてくださるようになったということだったようです。大変不自由な生活を強いられるという状況になっていますので、少なくとも公共施設の中には誰でもが普通に入ってもらえるような状況をつくっておくべきだというふうに思います。

そうなるためには、まず職員の皆さんがどういう実態なのかということをよく知っていただくことが必要だと思います。eco lifeの皆さんから話を聞いていただくことになっているようですが、ぜひ被害の実態をよく知っていただきたいと思えます。やはりとても苦しんでいる方が身近にいらっしゃるわけですから、その方々の要望を聞いて役場の中を変えていくと、フレグランス・フリーはもう世の中の常識になるというぐらいにしていきたいと思えます。

今、香害問題に取り組んでいる団体では無香料ポリシーというシールを作っています。できれば宣伝物の中には無香料ポリシーのシールをつけていただいて、宣伝に使っていただきたいと思えます。

次に参ります。

「発達障害・不登校の児童生徒の教育機会の確保について(その2)」で、今回は「～化学物質過敏症様症状の対策に保健調査票の活用を～」ということで述べたいと思えます。

昨年の中川中学校での香害発症者に続き、本年度も同様に中学校での発症者が出ました。中学校では現在対応を進めていただいていると聞いておりますが、問題は、2年連続で香害の発症者が出たことに表れているように、香害の発生要因そのものが除去されていない以上、今後も続いて発症する児童生徒がいる可能性があるという点にあり、さらに広がっていくことも考えられます。

しかも、香害の発症者は、対応せずにそのままにしておく他他の化学物質過敏症と同様に発症要因となる化学物質が多種に及んで重症化してしまうことが分かっています。

これ以上子どもたちの中に児童生徒の香害被害者を出さないためには、村内の住民全体での取組を急がねばなりません。

一方で、今すぐできることは、香害を含む化学物質過敏症の予備軍となっている子どもたちを早期に発見して、学校、家庭での対策を進めて、発症と重症化を未然に防止する手だてを取ることであると考えます。

既に全国の学校では保護者に対する香害問題の周知を進めているところがたくさんあります。

添付いたしましたのは札幌市教育委員会のチラシですが、これとは別に、佐賀市教育長はホームページ上で問題の深刻な実態を訴えて、最後にこう結んでいます。

市民の皆様には、香りの害で苦しんでいる子どもたちや大人の方が安心して生活が送れるように、多くの人が集まる公共の施設（学校・公民館等）や乗り物（電車・バス等）を利用する際は香りの強い製品（香料入りの柔軟剤等）の使用を控えることなどに、ご理解とご配慮をいただければと思います。

また、宝塚市教育委員会の学校教育部長は議会での質問を受けて、自らも香害被害者であることを述べつつ、子どもたちは自分で声を上げることができませんので大人の私たちが子どもたちを何とかして守っていきたくないと答弁しています。

東京都大田区では、化学物質過敏症の子どもの早期発見と未然防止のために、子どもたちに毎年実施している保健調査票、あるいは健康調査票の調査項目に化学物質過敏症の症状を取り入れて早期発見と対応を目指しています。

一昨年的一般質問で私は香害を発症した中学生のことを取上げ、その際に担当の教員とクラスの友人たちが親身になってこの問題に取り組んでくれたことを報告しましたが、その際、

被害者の同級生の間では、友人を助けるために何とかしてあげたいという気持ちと、でも家族が好んで使っている香料入りの洗剤をやめると自分から言えないという正直な反応があったようです。ここからは、子どもたちに任せるのではなく大人の出番です。

と申し上げました。

文科省が 2012 年に発表した「健康的な学習環境を維持管理するために 一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」では化学物質過敏症への対応として「同じ環境にいても健康障害がない児童生徒等及びその保護者の理解が不可欠と思われれます。」と述べています。

子どもたちの健康を守るのは大人の責任です。これは何度も申し上げています。大人の社会が今できることは何なのか、村全体の大人たちに呼びかける必要があるのではないかと考えます。

大田区のような保健調査票の活用は保護者への意識の啓発につながるはずですし、村民全体への波及効果もあるはずです。今後の取組について教育長の見解を伺いたい。

また、香害被害者の実態を村民に正確に伝え、村全体の取組として子どもと自分たちの健康を守るために、一過性に終わらせず、繰り返し強く訴えることが必要だと考えますが、村長の見解を伺います。

○教育長

本年度の事例につきましても中学校と共有しております。昨年度の事例を踏まえまして個別に対応していく構えは持っておりましたが、対応に関わる具体的な検討が必要というふうに考えます。

前回、議員からも実態把握の必要性についての御質問をいただきましたが、教育委員会でも実態の把握が必要との認識で、どのように行うか考えてまいりました。

小中学校の養護教諭の皆さんとも相談をいたしまして、来年度——令和 5 年度は保健調査票を利用した調査をいたします。校長先生方にも既に了解をいただきまして、今準備を進めているところでございます。

保健調査票は、お子さんの健康状況について入学時に各家庭で御記入いただき、以後、毎年更新をしていく調査でございます。

令和 5 年度の入学児童生徒を含め、小中学校に在籍する全児童生徒について質問項目を追加して調査し、回答をいただく方向でございます。

年度当初の調査になりますので、場合によっては回答に対する聞き取りもさせていただいて、それらを基にこれからの対応について検討し、具体化していくと、そういう方針であります。

○村長

桂川議員さんの 2 点目の御質問、香害被害者の実態を村民に正確に伝え、村全体の取組として子どもと自分たちの健康を守るために、一過性に終わらせず、繰り返し強く訴えることが必要であるということで見解を求められたわけでございますが、今まで何回も一般質問をいただき、また研修会ですとか詳しい北條先生の講演もお聞きしてまいりました。

そういう中で、例えば子どもを持つ親の皆さんだけが香害——香りの害の原因物質を使用しないようにしようというふうに心がけたとしても、なかなかそれだけでは香害に苦しむという原因の除去にはならないんだらうなということはあるわけでございます。

それで、先ほどから議員もずっと繰り返しおっしゃっていますが、行政ができることってというのは、村民に対してしっかり繰り返し啓発をしていく、そういう中で理解がだんだん、興味を持ったり、一体何を言っているんだということでも調べたりしながら実態について分かってくる、そういう方が増えていくことが第一ではないかというふうに思っておりますので、1 つは、行政ができることは、ポスター等の掲示もそうですけど、広報等での繰り返しの啓発、ホームページでもいいんですけど、そういうことだろうと思っております。

それで、一方、実際に子どもを預かっている保育園があるわけでありまして、保育園ではもうこの学習も結構進んでおるようでありまして、実際に洗濯用の洗剤も石けん製品を使うようにしてきているようなことも聞いております。したがって、こういったところでは無香料の石けんを使ってそれ以外の香料を含むような合成洗剤はやめるといようなこと、これを実践してもらうように保育園のほうには伝えてまいりたいということでもあります。

ただ、問題は、やっぱり私もそうなんですけど、いわゆる洗濯石けんなんですけど——歯磨きとかそういうものは別ですけど——洗濯石けんはどうも落ちにくいのではないかというような意識を持っておりまして、ちょっとそのところの、汚れはこうすればちゃんと落ちるんだよというふうなことを、改めてやっぱり、もう私どもも合成洗剤を使うことに慣れ切ってしまうておりますので、そういう面で、石けんを使ってもこういうふうに落ちるということをやはりきちんと教えていただくなり、そういう方法を普及する、そういうことも、桂川議員さんはいろいろ環境問題で関わってこられたというふうにお聞きをしておりますし、そういうことを広めていただくように、ぜひ私から逆をお願いをしたいなというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 保健調査票の実施については教育長のほうで前進的な対応をいただいているようですので、ぜひ実現するようにしていただきたいと思ひます。

恐らく、今この問題は全国の小中学校で話題になっております。今回の3月議会では、香害をなくす議員連盟に入っている議員さんのいる議会では、恐らくどこでも問題にされていると思ひます。それほど全国的な広がりがあるんだということは、ぜひ知っておいていただきたいと思ひます。

保健調査票の件も、実は私が大田区でこういうことをやっているっていうのを知ったのは宝塚の議員さんから知ったわけで、そういう意味で言うと、もう全国的なつながりの中で今はこの問題を取り上げようという形になってきております。

それで、もう60年代の公害問題のことを御存じの方は少ないかもしれませんが、当時の公害対策基本法ができる過程というのは、国民的な運動の中であつた法律は出来上がっています。つまり、法で規制するのが先ではなくて、公害対策をそれぞれの地域で進めて、当時で言えば公害の原因となっている企業に対して、公害発生源であるところに住民からきちんと意見を申し述べて、それぞれの都道府県、あるいは市町村で公害対策を進めることが1つの起爆剤になって、最終的には国での公害対策基本法の成立に結びついたわけです。

実は香害の問題っていうのは、原因は分かっているのに、いまだに規制できない状態になっています。原因は分かっているのに規制はしない。アメリカのP&Gが強力な力を持っているっていうのはあるんですが、これは明らかにその力によって行政がゆがめられている、今はそういう状態になっているわけです、国の政治そのものが。

それで、それをきちんと正すのは国民の側だというふうに私は思っています。そういう、やっぱり政治はおかしいと、おかしいもの、規制すべきものは規制すべきだということを世論がきちんとつくらないと、これはいつまでたっても直らない。つまり、公害の発生減、香りの害の発生源そのものがなくなっていくわけです。

そういう意味では、一つ一つの積み重ね、今、教育長がおっしゃった健康調査票もその1つです。

地域の皆さんがこの問題の根源はどこにあるのかということを知っていただいて、やっぱりみんなのために、あるいは自分のために、健康のために、やっぱりこうしようという意識が世の中を私は変えていくというふうに思っていますので、そのことはぜひ実現していただきたいと思ひます。

次に行きます。

4番目は「村の宝・文化財の保全活用は社会教育活動で ～坂戸橋と南向発電所の保全と活用は村民の力を活かす～」というテーマです。

坂戸橋が重要文化財に登録され、中川村の地域資源は全国的に認められたことになりましたが、その価値を未来に継承する仕事は誰が担うのか、そのことを改めて聞きたいと思ひます。

地域資源の価値を見直し、村民がその価値を誇りに思い、子どもたちがそのことをよく理解して未来につないでいくという仕事は、文化財の対象物が存在する限り永続

的に続けていかねばなりません。このような地域を巻き込んだ価値の創造と継承は行政だけで行えるものではなく、教育活動として行うのであれば社会教育分野での取組が不可欠です。

中川村ではこれまで歴民館でこの活動を支えてきたと思ひますが、地域社会全体で未来に継承する仕事をするという点では、ここまでの状態では活動も限定的にならざるを得なかったと思ひます。

そこで、社会教育は地域の資源や価値を未来に継承する大切な役割を負っていることを再度確認し、村の社会教育活動の一環として坂戸橋の保全活用を検討すべきと考えます。

あわせて、南向発電所とその関連施設は、坂戸橋と同様に土木学会の近代日本の土木遺産ではAランクの指定を受けており、早期に登録有形文化財登録を目指すべきであると考えます。

この話は発電所が坂戸橋のように公共の所有物でないために前に進まなかったと聞いておりますが、このようなときこそ地域社会の出番ではないかと考えます。

発電所と導水路など関連施設は、長く地域社会と密接な関係を保ちながらこれまで維持されてきました。これらの地域社会とのつながりを正確に掘り起こし、中川村の貴重な地域資源として未来に継承するために、これら施設の登録有形文化財化を社会教育活動の目標として設定すべきと考えます。

坂戸橋は公共物であったおかげで登録有形文化財への申請過程で設計資料などがそろって収集できたようです。

しかし、南向発電所は既に竣工から94年が経過した民間施設です。地域の要請がない限り、民間企業として必要性を認識していない資料は廃棄されてしまう可能性も否定できません。

社会教育は地域と学校をつなぐ結節点でもあります。村民が誇りを持って子どもたちに村の未来を託すときに今ある村の1つの歴史的基盤として2つの施設を維持、継承する仕組みを社会教育活動として位置づけるべきと考えます。

教育長の見解を伺います。

○教育長

文化財の価値を未来に継承するため、村の歴史的基盤である2つの施設——坂戸橋、南向発電所を維持、継承する仕組みを社会教育活動として位置づけるべきではないかという御質問だというふうに理解をいたしました。

まず文化財の価値を未来に継承する仕事ということでございますけれども、やはり、1つには歴史民俗資料館が拠点となって行われる、そういうものであるというふうに考えております。

学術的な面からも、村内外の皆さんに文化財の価値を示していくということは文化財を未来に継承していくための力になると考えております。

ただ、現状の歴史民俗資料館の運営体制では十分果たせない状況にあるという認識もありまして、現在進めております歴史民俗資料館の増改築に併せて、運営体制についても改善に向け取り組んでいく予定でおります。まずはそうしたものがベースとな

りまして文化財を未来に継承していくことができるということを教育委員会としては考えております。

その上で、村民が誇りを持って子どもたちに未来を託す、そのためにどういう取組をしたらよいかということでございます。

坂戸橋につきましては、国の重要文化財に指定された折に、現在も道路橋として利用され続けており、その存在意義が今も薄れていないと評価を受けました。この評価のとおり、坂戸橋は今なお私たちの生活に根づいたかけがえのない存在であると、そういう視点が重要だと考えております。

このことは南向発電所にも当てはまると考えます。

そうしたことから、日常の社会教育の場で地域資源として様々な活用し続ける、そのことが非常に大切であると、教育委員会としてもこれを基本的な立場と考えております。

国での指定の報告会を開催して以降でございますが、令和3年度には公民館講座で坂戸橋のガイドができるサポーター養成を目的に歴史を学ぶ講座を開催しましたり、坂戸公園を利用して坂戸橋でスラックライン教室を開催したりしてまいりました。

本年度——令和4年度につきましては、工事の足場を利用した見学会を2回開催しましたり、上伊那公民館連絡協議会の主事部会研修でも坂戸橋をテーマとした学習会を実施したりしております。

また、さわやかウオークでも坂戸橋見学コースを設定して、現地で歴史民俗資料館の学芸員がガイドをしまして、参加者に大変好評を博しております。

また、次年度——令和5年度にはアンフィルメル中川村美術館の企画でも坂戸橋を表現活動の場とする企画を予定しております。

このように社会教育では様々な場面で坂戸橋を活用した学習機会を設けてきておりますし、これからも継続してその存在を意識し続けられるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

一方で、文化財を観光の目玉として売り出すということも重要なことだと感じております。教育委員会としてできることにつきましては、また保存会の皆さんとも引き続き連携して取り組んでいきたいというふうに思います。

次に南向発電所についてでございます。

南向発電所についても十分国指定の対象になり得る建築物であるとの評価がありますし、教育委員会としてもそういう認識を持っております。

制度上、登録申請を進めるに当たっては、市町村教育委員会が建物の所有者に対してあらかじめ登録制度の内容説明を行い、登録有形文化財として適切に管理、保存していく意思確認を行って、承諾を得た後に登録申請を進めるよう文化庁からも指導を受けているところでございます。

南向発電所は民間企業の所有でもあるため、所有者の同意なくしては登録申請ができない仕組みになっているわけでございます。これまでの経過を踏まえすと、所有者の意向を伺いながら丁寧に説明し進めていくことが重要であるというふうに考え

ております。

坂戸橋の重要文化財指定の取組も一区切りという時期になったというふうに思いますので、来年度——令和5年度からは具体的な取組を教育委員会としても始めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、この3月には公民館講座「伊那谷ふるさと巡り」で南向発電所も見学対象にしているわけですが、所有者のほうから人数の限定をいただいたんですけども、大変これは人気がありまして、やはり南向発電所が村民の皆さんに非常に愛されている存在であるっていうことを改めて確認させていただきました。

今後、社会教育の場で文化財をどのように生かしていくかにつきましては、社会教育委員会でも取り上げまして、委員の皆さんの意見もお伺いをしながら検討して進めてまいりたいというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 教育長から社会教育委員会で議論を進めていきたいという御回答でしたので、ぜひそのように進めていただきたいと思えます。

坂戸橋の問題もそうなのですが、いつかの情熱でイベントが行われて、それで霧が晴れるようにそのままになってしまうということが実はこの手の文化財の保存活動ではよく見られることでありまして、全国的にも、登録有形文化財あるいは重要文化財に指定された後、直後はイベントなどが行われて町の人たちや県の方々から注目されることがあるんですけども、1年2年3年4年とたつうちに周りの人たちはだんだん忘れていってしまっていて、使っているのに、ああ、あそこ、そうだったっけというような状態が実はあちこちで生まれております。

私は、そういうことが起こらないようにするために何が必要か、これは社会教育、地域社会全体でこの問題をいつも頭に置いていく、継続的にこれを支える組織が絶対に必要だと思っています。

特に必要なのが教育です。学校教育の中でこの問題が継続的に取り上げられることが私は必要だと思っています。ですので、2年まえだと思いますが、坂戸橋のときは副読本を作るようお願いしました。確かに教育委員会は副読本に向けて努力された形跡はあるのですが、現実的には大変難しかったと私は思っています。やっぱり学校の先生を引っ張り出して今の時期に副読本を作成するっていうのは大変な苦勞が要る、そのこともよく分かりました。

だったらどこがやるのか、社会でやるしかないです、地域でやるしか。地域社会全体でこれに取り組むしかないんじゃないかと私は感じました。そこへ学校の先生に来ていただくという方法を取るしかないんじゃないかなど。社会教育として副読本を作ったところもありますので、ぜひ地域の力を生かして副読本の問題も解決して、地域社会全体で南向の登録文化財化と坂戸橋の保存活動を前進させていきたいというふうに思っていますので、ぜひ教育委員会としても御尽力をいただきたいと思えます。

これで私の質問を終わりたいと思えます。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

次に、9番 大原孝芳議員。

○9 番 (大原 孝芳) では一般質問を行いたいと思います。

まず前段でございますが、今日は3月9日ということで、もう2日すれば3月11日、ちょうど東日本大震災から12年たつということで、今報道では、盛んに当時の様子、それから現在の情報などが出ているわけですが、この時期が来ないとなかなか報道されないというのが現状かと思えます。

私は、3月11日という日は、飯舘村を通じて本当に自分事のように感じてきたわけでございますが、ぜひ中川村の住民の皆さんにも風化させないでほしいと、ぜひ一緒に寄って添っていただきたいと、そんな思いをしてこの日をいつも迎えております。

コロナでどんちゃん祭りもできなかったわけでございますが、ぜひ、また開催ができるようになりまして、今までのように飯舘の村民の皆さんに、ゲストじゃなくて、ちゃんと中川村のファンとしても来ていただきたいし、私たち村民も、飯舘村がその後どういふふうに変化を遂げているかということ、飯舘村のファンになっていただいて、また現地にも赴いていただいて、日本で最も美しい村連合の仲間でございますので、ぜひそんなことを進めていただきたいと、そんな思いでございます。

昨日の一般質問の中で6番議員の質問の中にもありましたが、現状は、日本は国の施策として原発を60年間これから動かしていこう、あるいは汚染水——処理水とは言っていますが——そういったものを放流するという、現地の皆さんにとっては本当に、なかなか——私たちは対岸の火事みたいな感覚でいますが、彼らに言わせれば、12年たってもまだそんな状況だということに対しては、福島、あるいは、何ていうんですか、被災者の中には、国で行っていくということは、ちゃんと電力会社も——民間です。しかし、国が全部責任を持ってやるんだしたら、ちゃんと国が責任を持ってやると、そういうような覚悟を持ってやっていただかないと、本当にもう、今後この国に住み続けていくという、そういう気力を失っていくんじゃないかと、そんな思いがしますので、ぜひ私たちも、遠い場所でございますが、ぜひいろんなこれからの方向性に注力していただきたいと、注視していただきたいと、そんな思いがしていますので、こんなことを申しながら一般質問を進めたいと思います。

私は3問の一般質問を用意しました。

まず最初に村における不登校についてという題で質問したいと思います。

すみません、マスクを外します。(マスクを外す)

この質問に至るについては、私は遠くから見えていたのですが、私の身近にこういった子どもがいましたので、その際には教育長にも本当にお世話になりまして、今はいい方向になっております。

しかしながら、この間、子どもが一番苦しんでいたと思いますが、それと比例して、親御さん、親とか周りが本当に、何ていうんですかね、悩んでいた様子を私もずっと見てまいりました。

そして、一般質問を通じて、中川村にいるそういう子ども、また親御さんが、ぜひそういった問題に対して少しでも悩まずに前へ進める機会になればと、そんな思いで

質問をさせていただきます。

○教育長 まず1つとしまして現在の実態をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。改めて、文部科学省の不登校の定義についてまず確認をしておきたいと思ひます。

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」というふうに定義をされております。

当然、病気や経済的な理由で欠席が多い児童生徒につきましても、不登校の定義に当てはまらないからといって支援が必要でないということはありませんので、こういった子どもたちも当然支援の対象であるというふうに思ひます。

全国的に見ますと不登校の児童生徒は増加をしているという状況で、長野県においてもそういう状況であるということは非常に危惧されるところでありますが、本村におきましても定義に当てはまる児童生徒がいるという状況でございます。特に中学校期においては発達中の思春期危機とも言われる時期にもありまして、定義に当てはまる30日以上休んでいる生徒は少なくないというふうに承知をしております。ここに来て、これまでの経過の中では少し多くなってきているかなという印象を持っております。

また、近年の特徴としましては、当然一人一人の背景要因は違うんですけれども、それが際立ってきているという状況も感じておりまして、平素の学校生活においても、多分その際立った違いというもので個別に指導、支援が必要な時代になってきているなということを思ひます。そういった点では、大変対応が難しい時代になったというふうに認識をしております。

○9 番 (大原 孝芳) 人数的なことはあえて言わなかったと思うんですが、それなりにいらっしゃるということで、今お聞きしました。

それで、いろんな要因があるということでございます。

それで、報道なんかを見ますと、国のほうでは長野県でも2021年で4,700人余りいらっしゃるということです。今朝の信毎の中では、そういった子どもに対して特別の学校というふう指定して、そういうことで対応しようっていうようなことで、国としても何らかの考え方を持っておるような雰囲気でございます。

それで、2番目に参りますが、不登校の児童生徒に対する学校、村の教育委員会の対応はということで、そういうお子さんがいらっしゃったときにどういふふうに行っているかということで、私も少なからず見てきましたので、頑張っておっていただいていると、教育委員会もしっかり、それから先生もそういった子どもがいらっしゃれば資料なんかを届けていただいたりして、多分そういうことをされていると思ひます。

ちょっと具体的に、例えばそういう対応で、今の教育長の中で村の対応として現在行われていることをちょっとお聞かせ願ひしたいと思います。

○教育長 学校、教育委員会の対応ということで御質問でございますけれども、何と言っても

不登校になる状況をつくらないということは、まず大切なことだと思います。

そうした予防的な対応ということで御説明させていただきますと、例えば子どもたちの学校生活における満足度や意欲などを質問紙を使って把握して、それによって個々に面談を行ったりして困っていることの状況の把握についても行っているところですが、そうした点から、できるだけそういう状況にならないような予防的な対応というところは、まず取り組んでいるところでございます。

続いて、今の御質問の中心になると思いますが、問題解決的な対応ということになりますけれども、1つには、支援が必要な児童生徒が利用できる教室——校内の中間教室的な役割を果たす教室ですけれども——小中学校にはそういったスペースも設けて、学校の先生方全員での支援というような形で配慮しております。

また、スクールカウンセラーの相談、あるいは家庭的な支援も含めてスクールソーシャルワーカーという方がおられて、そうした皆さんの力もお借りして支援をするということも行っております。

また、議員からお話がありましたように、何よりも先生方が一人一人に寄り添って、例えば中学校の場合でも家庭訪問を行ったり、行った上で一緒に散歩をしたりですとか、今は学校ではなくて村の中間教室を居場所にして、中学の先生がそこで一緒に活動していただいたりとか、先生方がそれぞれの授業の合間を縫って自分が指導、支援しているお子さんの対応をしていただいているという状況もございます。

教育委員会では教育と福祉が連携して子ども支援を行うことを目的とした子ども育成推進会議というものを設置しております。その作業部会のような存在であります子ども理解ケース検討会というものを開催しております。学校、保育園、教育委員会、保健福祉課の担当者が一堂に会しまして、情報共有や必要な支援の相談等を行います。そこで連携し、協力した対応もするという体制もつくっております。

また、学校以外の児童生徒の居場所としては、村の中間教室を設置しております。希望に応じて利用していただいております。私も今も担当して、中間教室のほうで一緒に活動をさせていただいております。

また、村の子どもたちも全員が今は高校進学ということを希望して、実際に進学をしていくわけですけれども、子ども育成推進会議の検討を踏まえまして、本年度から子どもたちが進学した高校への訪問を始めました。

それで、卒業後の状況を見守るとともに、支援が必要な場合には高校に協力して対応できる、そういうことを目指しております。今年度は21校、教育委員会の指導主事と、場合によっては保健福祉課の家庭相談員も一緒に訪問をさせていただいております。このことによって、卒業した後の子どもたちの状況も追いながら、中学までの指導、教育というものがどうだったかということも含めて見直しをする機会にもしていきたいというふうに思っております。

○9 番 (大原 孝芳) 今、村での中間教室の話が出ました。  
私もいろんな資料なんかを読み込んだんですが、不登校の子どもたち、昔そういっ

た子が出始めた頃は学校へ行かせることが目的になっていまして、学校へ行けば何とかなると、ですから、親御さんも例えばそういう子がいた場合には何しろ学校へ行かせようとしたわけですね。

しかし、最近は学校が嫌なら行かなくてもいいよと、その代わりどこかにそういった子どもたちの居場所がなくちゃ困るということになって——中間教室には行けるけど、ほかのところにはちょっと行けない子どもさんもいらっしゃいますよね。そうしたときに、今はどういう不登校の子どもたちの居場所があるかっていうと、今お話の中間教室、それから、質問したいんですが、フリースクールっていう場所が近年はできていると。

それで、私が知っているのは、私は依然子ども食堂の件で質問したことがあるんですが、例えば上片桐の子ども食堂をやられているH u gというのが上片桐にあるんです。そして、そこでフリースクールを運営している。それで、どういういきさつだったかといいますと、子ども食堂をやっている中で、通っている子どもさんがいらして、その大きくなった子どもたちがそういう状況になって、それで、これを何とかしたいと、それから、先生のO Bの皆さんと一緒に手助けになってやっているというような情報がありました。

伊那にもあるのかな、そういったことでぼつぼつ出始めています。

それから、あとは本当に民間のN P O、そういった方で自発的にやっている方、それから、あとは自宅でI C Tを活用しながら、民間の教材などを使いながらやっているとか、そういうような選択肢があるそうです。

それで、3番目の質問になりますが、今、村では、中間教室以外に、例えばフリースクールとか、親御さんがそういうところへ子どもさんたちを行かせたいとか、そういうような要請があって行っているケースがあるか、ちょっとお聞きしたいと思います、具体的なそういう居場所の。

○教育長 今の御質問のとおり、冒頭でも申し上げましたように児童生徒の在り方が非常に多様化している状況でありまして、支援の在り方も多様化しなければならないというふうに認識はしております。

子どもたちの場所がやっぱり学校であってほしいというのが正直なところですし、そのための在り方についても考えていかなければいけないと思っておりますが、支援の在り方が多様化しているという意味では、議員の御指摘のとおり、それぞれに合った居場所、そういったものが必要な状況もあるというふうに考えております。

今の利用についてでありますけれども、今のところ、ちょっと前期の9月までのところでの確認は以前にしておりますけれども、その中では、学校以外の居場所とする、中間教室と、あとは自宅と御親族の御家庭というところでありまして、今つかんでいるところでは、それ以外の居場所を利用しているという状況については把握しておりません。

○9 番 (大原 孝芳) ちょっと質問が……。私は、もし村内にそういったお子さんがいらっしゃった場合には——そういったところを利用したときにはそれなりにお金がかか

るそうなんです。ですから、そういうところへ通った場合には行政として何らかの支援があってもいいんじゃないかと思えます。

それで、今回の令和5年度の予算の中では相当子どもさんに対する支援が盛られています。

しかし、こういった、何ていうんですかね、想像できないようなことにお金がかかることに対して支援をしていくと、つまり、そんなことを想定してどんどん予算は組まないとですね。

しかしながら、こういったニーズがあったときには、きちんと子どもさんに必要な、何ていうんですか、施策であるとするれば、当然そういった方にも助成をすべきだという考え方でこの質問をちょっと考えたんですが、あれですかね、今はない話をお聞きするのもちょっと酷なんです、今後こういったところを利用していくっていう、例えば親御さんが知らないのか、それとも——教育長はそういう場所があるとか、そういうやり方もありだというようなお考えかどうか、ちょっとそこら辺もお願いしたいと思えます、今後。

○教育長 また重ねますけれども、子どもたちの在り方が多様化しているという状況では、学校以外の居場所づくりっていうのは村にとりましてもこれからの1つの課題であるというふうに思っております。

村内でも、やはり、今はこども食堂もできまして奏の森がありました、様々にこういうことについて関心を持っていらっしゃる、ぜひ居場所についていう思いを持っていらっしゃる方がいまして、私も今自分ができる範囲でそういう皆さんと少しお話をさせていただいたりもしてきているんですけども、やはり村のそうした子どもたちを支えていく資源のネットワークがまだ十分でない部分がありますので、今、私としては、1つはそうしたネットワークづくりをぜひ進めたいなという思いがあります。

また、フリースクール自体は今村内にはありませんけれども、上片桐のH u gについては承知をしております。

それで、子どもたちもフリースクールを利用するという希望がこれからは出てくる可能性があると思えますし、もしかしたら、もうそういう問合せ等もあるかもしれません。

H u g 自体はN P O 法人で、子ども食堂からフリースクールまでやっているところなんですけれども、やはり松川町に位置しているということで、松川町のお子さんが多数登録して使用されているという事情もお聞きをしております。

そういう点では、フリースクールの方や、あるいは松川町教育委員会とも情報共有をさせていただいていまして、松川町のほうでは、子どもたちの利用について町が利用料補助をしましたり、あるいは職員を派遣したり、もっと言えば送迎のための公用車も貸与していると、そこまで支援をされているというふうにお伺いしております。

そういった中で、子どもたちが自分の居場所として生き生きと過ごせるっていうことは、その先の子どもたちの人生につながっていく生活づくりになっているかなとい

うことも思っております。

議員のほうからも、まだ実体のない中でということがありましたが、こうした事例を参考にさせていただきながら、必要に応じて対応については検討していきたいというふうにも今のところは考えております。

○9 番 (大原 孝芳) じゃあ次に参ります。

先ほども話がありましたが、今は中学校を卒業すると全員が高校へは行ってほしいし行かせたいと、そういう考えなんだろうが、新聞とかいろいろ読んでいますと、例えばそういった子どもたちが入試を受けるときに——先日も今週初めに高校入試がありましたが——何ていうか、調査書って昔の内申書ですかね、私もちょっと調査書っていうのはよく分かっていなかったんですが、内申書の中に不登校であるという1つのことがどこかに載るんでしょうかね。

それから、当然、学力試験も受けるもんですから、だから内申書っていう——調査書ですか、の中で、そういう子どもたちが——例えば事前に行きたい学校を訪問されるということで、非常にいいことだと思います。また、ぜひ私もみんなを行かせてあげたいんですね、教育長は特にね。

そういうことで、自分が本当に苦しみながら来た結果、そこで駄目になっちゃうっていうことがないように、ぜひ、何ていうんですかね、問題点は、調査書があるがゆえに、学校へ行っていなかったっていうことがネックとなって高校へ行けなかったとか、そういうふうなことを懸念している親御さんもいっぱいいらっしゃるんですね。

ですので、例えば今のフリースクールに行けば、教育委員会とか校長がそれを出席としてカウントしてくれれば調査書に書けるとか、いろんなテクニックがあるみたいなんです、よその子どもさんのことはなかなかちょっとあれですけど、まず村内の子どもたちがどういう状況であつてもちゃんとそういう進学をあきらめずに行けるような状況っていうのをつくってあげたいし、そうあるべきだと思うんですが、ちょっとそこら辺の教育長の考えをお聞かせ願いたいと思えますけど。

○教育長 文部科学省が令和2年度に不登校にあった児童生徒を対象にした調査を行ってございまして、それによりますと、学校を休んでいる間の気持ちについて「ほっとした・楽な気持ちだった」と答えたのは、小学生が70%、中学生が69%ということで、一定の割合を占めていたということでもあります。

その一方で、「進路・進学に対する不安があった」と答えたのは、小学生が47%、中学生が69%という結果だったというふうにも承知をしております。中学生の約7割は、やはりそういう状況にあつて進路、進学に不安を抱えていると、そういう状況は確かだというふうにも思っておりますし、保護者の皆さんも同時に不安を抱えているということもよく分かります。

学校を休んでいたり行けない状況にあつたりしても決して安らかに過ごしているわけではない、常に不安と隣り合わせの生活を送っているというふうにも理解をしております。これは学校についても同じ思いであります。

調査書のお話もありましたが、調査書そのものにこの場での言及は控えさせていた

だきますけれども、私のこれまでの経験から言わせていただくと、高校入試において不登校であったことが直ちに不合格につながるということはないというふうに承知をしておりますし、今まで自分が支援してきたお子さん方も、それによって直ちに不合格になったとか志望がかなわなかったとか、そういうお子さんはおりませんでした。

ただ、それぞれの状況に合わせた進学ということになると思うんですが、当然、その子なりに将来に向かって歩み出そうとしていることを何とか後押ししていきたいと、そういう思いは教育委員会も同じでございます。

しかしながら、一番の不安材料になるのが、やはり学力の問題でございます。実は、中学期あたりになると、こうした学力の問題がネックになりましてなかなか学校や学級での生活が再びできないというふうな、非常に自己イメージを低くする要素になっている状況もありまして、かなりハードルを高くしていると、そういう現実もございます。

ですので、1つには、そういうお子さんに対しての個々の状況に合わせた学習支援、そうしたものをどうしたらいいかっていうことは、1つ考えていかなければならないポイントになるのかなというふうに思っております。まだ具体的な策はございませんけれども、課題としてはそういう認識を持っております。

また、本年度から始めた高校訪問、これによって見えてきた点もあるわけですが、子どもたちは、中学校を卒業して、ある意味、村から出て、ちょっとこう、そんなに大きくはないですけども大海にこぎ出していくと、そういう状況になるわけですが、どのような高校生活を送っているかというのも少し見えてまいりました。

例えば、中学までに不登校あるいは学校に来られないような状況があったお子さんが新たに進学しました高校を居場所としまして、非常にこう、何ていうか、充実した高校生活を送っている実態もございました。

逆に、中学時代までそうした状況がない中で、高校に行ってから高校生活に苦戦をしていると、そういうお子さんの実態も見えてきております。

こうしたことは何を意味しているかっていいますと、今のそうした学校に行けないとか不登校にあるっていう実態が先の見えない状況というばかりではなくて、そこをどう過ごして次につながっていくのか、その進路指導の面も大事にしていかなければいけないと思っております。

私自身が具体的に支援をしていた頃は、通信制とか定時制とか、様々なタイプの高校も含めて、子どもたちには必ず高校には行けるっていう接し方をしてまいりました。ただ、それがその子に合った状況で進学していけるということが非常に重要なことだと思いますし、そこに子どもたちが自分自身の将来に向けて希望を持って次の進路に行けるといえることが大事だというふうに思っておりますので、こうした高校訪問というところを大事にしながら、子どもたちにはその子その子の希望を持って次の進路に向かえるような進路指導を大事にしていく、そんな思いも持っております。

○9 番 (大原 孝芳) 今、不登校の問題について教育長の経験を基に本当に心強い御回答

をいただきまして、お聞きをする中で、やっぱりそういった家庭環境のネットワークっていうんですかね、やっぱり私もそういうことがすごく大事だと思います。

したがって、親御さんは本当に心配だと思うんですが、ぜひ、また少しでもそういう励みになるように、教育委員会と連携していただいて、勇気を持って前へ進んでいただきたいと、そんなことをお願いして、次の質問に参りたいと思います。

では、2問目としまして「上伊那広域連合の「戸草ダム建設意見書」の取り扱いについて」という題で質問したいと思います。

村長は上伊那広域連合の副連合長ということで、連合のトップは伊那市長でございます。

せんだって私どもの議会側の全協の中で、正副議長が広域連合に参加しているわけですが、報告がございまして、こういった意見書が出るよということをお聞きしました。

そういう中でこの質問をしたいと思うんですが、まず最初に、今回、広域連合の中で三峰川の治水事業促進を求める意見書というものが出され、採択されたんですが、副連合長である村長はずっとこの経緯を見られていると思うんですが、どういう経緯でこれが出たかと、下段のほうにいろいろ書いてありますが、まずここに至るまでの流れをちょっとお聞きしたいと思います。

○村 長 流れについて申し上げたいと思います。

まず、大きく戸草ダム建設に向けてこれが復活してきたというふうな経過についてでございますけれども、どういうふうに言えばいいんでしょうかと言っちゃいけないな……。

じゃあ経過だけ言います。

1985年——昭和60年に三峰川総合開発事業促進期成同盟会が設立をされました。目的は戸草ダム建設及び美和ダム再開発事業の促進を図るというために同盟会がつくられたわけでありまして。

それで、大分飛んでしましますが、2017年——平成29年でありまして、三峰川総合開発事業促進期成同盟会の9月の同盟会総会において事務局が上伊那広域連合から伊那市建設部に変更されたことを承認いたしました。

この組織——期成同盟会ですけども、は、上伊那地域内の全部、それから下伊那の天竜川流域の市町村、長野県及び国・県会議員などで構成をされております。

それで、上伊那広域連合としての参画は、この時点ではありません。

ただし、役員には上伊那土木関係3団体の会長が当たっております。

2020年——令和2年でありまして、幹事として上伊那広域連合、南信州広域連合ほか参画をいたしております。

2021年——令和3年でありまして、美和ダムでは、ストックヤード——流入してくる土砂を一旦大小に分けてストックし、これを下流にうまく流していくためのストックヤードが完成して——小渋ダムにもありますとおり排砂トンネルっていうやつですが——そこへつなげる運用が始まっております。

2022年——令和4年3月ですが、伊那市議会は戸草ダム建設を求める決議案を提出

し、可決をされております。間もなく道路戸草ダム等特別委員会が設置というふうに聞いております。

昨年——2022年——令和4年10月ですが、同盟会長会においては、気候変動やカーボンニュートラルに向けての水力発電などを含め、戸草ダム建設を前進していこうという決議を上げました。私も、何ていいますか、構成町村の長でありますので賛成をいたしましたところであります。

昨年の11月4日であります、上伊那広域連合の議長会の会議の後、三峰川総合開発事業促進期成同盟会の事務局が説明をしておるといふふうに聞いておるところであります。

その後——ちょっとこれから御説明をいたしますけれども、ちょっとこういふふうになってしまった経過についてですが、この決議の前、広域連合の議長会が終わってすぐであります、三峰川総合開発事業の市町村議会の説明についてということで、村のほうに期成同盟会の幹事——伊那市の建設部長名で文書が来ておりますので、これについては後ほど説明をいたします。

それで、昨年の12月16日、広域議会定例会の閉会後に議長から2月末の上伊那広域議会に戸草ダム関連の意見書案の素々案が示されたということをお聞きしておるところでございます。

実は、戸草ダムが建設をされる前に、ダム建設をという経過から、途中でこれを、長野県知事いいますか、時の知事の中でダム建設を中止しようという経過がありまして、一旦は国もこれを認め、計画から一旦削除されておるといふことを省いて説明をいたしましたので、最近の動きはこういうこととあります。

○9 番 (大原 孝芳) 今、村長が言われたことも、私も一部はちょっと承知しておるんですが、今の戸草ダムが中止になった経緯っていうのは、大分前なんですけど、当時の田中康夫知事が中止したんです。

それから、当時、その後、民主党も脱ダム宣言をすとか、そういった流れの中で、非常にダム建設については本当に賛否両論ある中で動いている案であります。

それで、今回、三峰川の、何ていうんですか、治水事業促進を求める意見書という名前、タイトルなんです、一番のメインは、戸草ダムを造ろうというのが一番のメインなんです。

それで、私も、全協の中で松澤議長がこういった経緯を話してくれて、それから、以前にもこういったものが出そうだっていうことも、議会では全協の中でお話がありました。

しかし、私たち議員の中でも、あまりにも唐突にダムを造ろうっていう、つまり、いろんなここ最近の降雨の状態を見て、災害も——例えば千曲川の災害現場を私も見てきましたが、もう悲惨なもんです。そして、私は三峰川の災害の現場も見ました。あれも、あそこはサイクリングロードみたいになっていまして、あそこがもう決壊しそうになって、あれが、もし堤防が切れれば、伊那市の、何でしたっけあの道、ナイスロード、あそこは何ていったっけ、あそこ一体も全部、恐らくあれですよ、

河川的になってしまうと思います。そういったことも踏まえて、伊那市の皆さんが非常に危機感を持っているっていうことはよく分かります。

しかしながら、今回の意見書の出し方というのは、伊那市議会の中でまず戸草ダムを造ろうって出ているんですね。

期成同盟会は、河川一般的なものをつつと天竜川の流域の皆さんにも協力を求めて、治水に対してみんなで考えていこうっていうことです。

しかしながら、私が見る限りはダム建設ありきなんですよ。

それで、伊那市議会では、ダムをまず造ろうっていうことを議会の中で、何ていうか、意見書を出したいってって諮っているわけですよ。私の読み取りがちょっとまずいかもかもしれませんが、その延長線沿いに、非常に、それがいきなり上伊那広域議会に上がってきていると。

したがって、私が一番懸念するのは、そういった議論なしに——上伊那広域議会に2人の正副議長が行っているだけで、私たちにはなしのつづてで、何も分かっていないんですよ。

それで、議員からは、ダムの効用っていうんですかね、今度新しく造るダムは、例えば、何ですか、発電をしようとか、そういったことなんかはなかなかできないし、単なる砂防ダムになってしまうと、そんなことによって洪水は防げないよっていうような意見も出ています。

ですから、きちんと、主権者である住民、そして我々議会ともきちんと議論する中で、ちゃんと広域議会として動いていただかないと——連合長である村長のお立場も私は十分理解できます。いろんな中で表決に加わったときになかなか難しい点があるかもしれませんが、中川村にとつたって、今回あそこの堤防をやりますよね、そういったところにお金がどんどん使われていくようであれば納得できるんですが、いきなりダム建設です。

例えば、今言われているのが1,000億円とか、もっと高くなるかもしれない。それから、これから造るダムが20年ぐらい先、つまり50年100年のスパンで今生きている我々が、そんな大事なことを議論なしで何でも国に陳情していきやあいいと、そういう問題じゃ私はないと思うんですよ。

したがって、私が上伊那広域の採決のことをここでとやかく言っても何の効力もないかもしれないけれども、しかし、連合長である村長は、ぜひ私のようなこういった考えも酌み取っていただいて意見を述べていただきたいと思います。

それから、最近の報道の中で、信毎の論調にあったんですが、千曲川は今後どういふふうに住水を担っていくかって、それは自治が担っていくって書いてあったんですね。つまり、主権者がきちんと今後の災害について考えていこうと、そういうような論点で今後は災害を考えていかないと、ある一部の行政、あるいはこういった上伊那広域とか、そういう人たちに任せていたら、絶対そういう箱物的なものに行ってしまうっていうことを私はすごく危惧いたしております。

したがって、村長に今日質問する趣旨は、ぜひそういったことを酌み上げて発言し

○村 長 いただきたいと、そういう意味で質問しています。お願いします。

それでは、先ほどちょっと言い忘れたこと、11月4日の上伊那広域連合議長会の後、概略の説明があったことを申し上げました。

それで、それに引き続いて11月7日付で各市町村の担当部課長宛てにこういう文書が来ておるわけでありまして。三峰川総合開発事業の市町村議会への説明についてという文書が来ております。発出は三峰川総合開発事業促進期成同盟会幹事伊那市建設部長名であります。

それで、中身の云々について今日は申し上げませんが、手続として、まず申し上げたいのは、広域連合議会で戸草ダムの建設時期の早期検討を求める決議の検討をお願いしておりますという文章がここに記されております。加えて、各市町村で決議に向けた検討をお願いするというふうにも書いております。それで、必要であるならば市町村に出向き改めて説明を申し上げますというふうに文書にありました。

要するに何が言いたいかって言うと、事務局を預かっているところも、最終的には広域連合の中で総意として議決をして、総意として国に要望したいという手続があるんですけど、その前に各市町村の議会の中で十分な説明もして、理解をしていただいた上でということがあったわけでありまして。

それで、これを、実は——長々とした説明は省きたいわけでありましてけれども——私どもは広域連合議会として手順を踏んで進めていこうというふうに甘く判断をしたという言い方はありませんが、そういう判断をして、中川村議会に対しては事前に来てもらって説明をしてくれということを求めなかったこと、これについては、今回の決議はダム建設の復活ということもありますので、それによる治水の促進という非常に重要な変更点でありますから、これは議会全員協議会の場で説明をしていただいて、皆さんに——それはいろんな御意見はあると思いますが——改めてその中で連合議会に参加している議長、副議長の判断に任せるといようなことをすべきであったというふうに思っております。

それで、やはり広域連合の一体的な行動を起こすっていうときには構成市町村に十分な説明があってしかるべきではないかという議員の御指摘については、そのとおりでありますので、今回はちょっと行政の立場として私どもがきちんとした手続を踏まなかったっていうことも反省として思っておりますので、よろしく申し上げます。

○9 番 (大原 孝芳) 議会の中でなんですが、中塚副議長が代替案の提案者として説明したみたいですが、やっぱり、何ていうんですか、慎重にやるべきだと思うんですよね。これから私たちが生きている間にできるような話じゃないんですよね。ですので、ぜひ将来の、未来の人たちのために、大きな負荷をかけないような、ぜひそういう判断をしていただくためにも、慎重に——国家プロジェクトになっちゃうんですね。そういうことを安易に政治家を使って陳情していくような、もうそういうやり方はやめてほしい、そういう意味で一般質問をしました。

次に参ります。

最後になります。「空き家対策の進め方について」を質問したいと思います。

これも私の体験をもって感じたことをちょっと述べさせていただきます。

村内の空き家所有者と活用希望者との交渉には行政に空き家・移住コーディネーター的な人材を確保することが必要であると考えます。こういったことができないかっていうことです。

ちょっと私の経験から申しますと、空き家っていうものは貸手側と借手側がいらっしやるんですが、中川村はいろんな空き家はいっぱいあるんだけど、なかなか貸したくないっていうふうな話もよく聞きます。貸したくない理由としては、例えばそこに家財道具がまだ残っていると片づけられないとか、それから、いつか人が来たときに泊める場所がないとか、いろんな問題があるんでしょうが——今回、私も村のホームページに私の母親が住んでいたところを載せさせていただいて、本当に職員の皆さんはよくやっけていただいています。それで、問合せもありまして、いろいろ対応させていただいています。

私がちょっと本当に感じたことは、ここにも書きましたが、村の係でできないこと、賃貸、賃借、それから売買とか、個人についてはノータッチっていうのは、これはそうでしょうね。多分なかなか行政がそんなことにまで入り込めないです。

しかしながら、業者もそうなんですが、ミスマッチとかミスリードによって、本当に私も嫌な思いをしたんです。つまり、自分が思っていないようなことを、例えば他人、民間会社が来てやると、やっぱり話が全然ずれていっちゃうんですよね。私も建築の仕事をやっていたもんですから、だからよく分かっているんです。

ですので、ぜひ、私はコーディネーターみたいな方が行政の中に、これも、何ていうんですかね、今日の質問にもありましたが、移住コーディネーターもそうなんですが、そういった方がきちんと入っていらっしやれば、その方は公平な立場で物を見ていただくと。

例えば建築業者って本当にピンキリなんです。それで、例えば得意、得手不得手があって、それから感性も違うもんですから、ある業者にとってみればごみみたいなものがある業者にとってみればすごい宝の山に見えたりする、もうその人によって、全然感性によって違ってきているんですね。

ですから、村に住みたい方が何を求めてきているかっていうことを読み取らないと、ミスマッチしちゃうと、これはもう壊ってすぐ建て直したほうがいいのか、そういう話になってしまうんです。

したがって、コーディネーター的な人は、ちゃんと所有者の意見、それから借手側の意見をよく聞いて、そこでそしゃくして、それで何を求めて、それでどういうふうにしたら成功するかっていうふうに持っていけるような、そういう人が私は必要だと思うんですよね。

そこに税金を投入するっていうことは、ちゃんとその方が住まわれて税金を払っていただければ、ちゃんと成り立つわけですね。

ですので——今の職員の皆さんが悪いわけじゃないんです。仕組みとしてきちんと結びつけるような人が必要だと私は考えます。

確かに民間同士でやらせておけばうまくいくケースも今までにあったでしょう。しかしながら、本当にいい関係をつくってあげるにはそういった方が必要だと思います。ちょっと時間がないので、ちょっとすみません、簡潔で結構ですので回答だけお願いいたします。

○村 長 それでは簡潔に質問であります。

現在の空き家や空き家バンクに関する相談窓口はなかがわ暮らし推進協議会の事務局を預かっておりますむらづくり係が担当しております。

相談への対応、空き家所有者と空き家を活用する希望者との最初のマッチングの機会である空き家の現地への案内、それから空き家の内見などは事務局が日程調整をいたしますけれども、当事者間の交渉については推進協議会及び村として責任を負うということではできませんので、これは仲介になってしまいますから、仲介は行っておりません。

それに伴いまして、物件の改修や撤去に関しての見積りなど、交渉時に民間業者が関わるのが想定される部分についても当事者間の交渉の範囲というふうに捉えております。

しかしながら、活用希望者は村外の方が多いために、民間事業者の紹介等が必要な場面が考えられます。推進協議会では、以前に村内の宅建業者——宅建業者の方は推進協議会の会員になっていただいておりますけれども、宅建業者がコーディネーターのような役割を担えないかということで協議を行ってきた経過はありますけれども、現状では難しいというふうに、宅建業者の方が自らもそういうふうに言っておりますので、難しいという状況でございました。

今後とも会員からの御意見を踏まえて検討してまいりますけれども、ここの原則を外すことはちょっとできないというふうに思っています。

○9 番 (大原 孝芳) 時間がもうないので、質問は無理かと思えます。

コーディネーターっていうのは、例えばどういう人材になるかっていうと、例えば建築をやってきたOBの方で、設計事務所とか、ちゃんと1級建築士を持っている方も村にいっぱいいらっしゃるんですね。そういう人をかませれば世話なくできます。

したがって、どういうふうにして行政がお金を払うかっていうと、それは1物件幾らっていうような、見積りもできますし、図面も書けますし、全部プレゼンできちゃうんですね。ですので、もしそういう方を、もし行政としてシルバー人材みたいな活用的なものでかましてやれば、それはもう十分できちゃうと思うんですね。

したがって、今、不動産屋にコーディネーター的なことができないかって言っただけ、やっぱり利益が伴うことをやるには、どうしてもやっぱりNPO的なものとか、そういう行政を絡ませないと、やっぱり民間はどうしても営利目的ですから、なかなか難しいと思うんですね。

ですので、ちょっとそんなことも踏まえて、また機会があればぜひ、ちょっとやってみたいということがあれば、ぜひまた話をしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時15分とします。

[午前10時58分 休憩]

[午前11時15分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 大島歩議員。

○8 番 (大島 歩) さきに出しました通告書に基づきまして3つの質問を今日はさせていただきます。

1つ目に「生きる力と地域の文化・産業を育む、中川村らしい食育を」ということで質問させていただきます。

一生涯を通じた体と心の健康や彩り豊かな暮らしにとって、食は欠かせないものです。

ところが、食が豊かになったと言われる一方で、生活習慣病、摂食障害、周産期の食生活、食物アレルギー、幼児の顎の発達や歯並びの問題、孤食、伝統食文化の継承、食料自給率低下や農業の担い手不足、フードロスとその一方での食糧危機、コロナの影響、地球温暖化や陸・海の環境の変化による農林漁業への影響等々、食にまつわる問題は近年ますます多様化し、深刻化しているものもあります。

よりよい食を選び、食の生産現場とそこに続く自然や地域の文化、産業、そういったものに思いをはせることのできる力は、これからの時代を生きていく上でとても重要なものです。この力を育てるものが食育です。

農水省と文科省では食育の目的について次のように述べています。

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることで。

——農水省ホームページ「食育の推進」より。

学校においても、児童生徒が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活を実現できるようになることなどを目指し、食育の推進に取り組んでいます。

——文科省リーフレット「日本の学校給食と食育」P3より。

そして、農水省が令和3年3月に策定した第4次食育推進基本計画——これは令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間の計画というものですけれども、ここでは、日本人の健康や食を取り巻く環境の変化や社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえて、1番目として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、2番目に「持続可能な食を支える食育の推進」、3目として「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の3つに重点を置くこととしています。これは資料1につけました農水省第4次食育推進基本計画啓発リーフレットに載っているものです。

さて、中川村には、風土に根づいた春夏秋冬の豊かな食文化やおいしい果樹、米、

野菜などを育てる農家さん、そして農地があり、地元の農産物を使用した手作り給食や、また飲食店、こども食堂、食に関する住民グループの存在など、多くの食育の種が身近にあります。生涯を通じて食を選ぶ力とともに、地元の農業への親しみや地域の食文化を大切にすることを育てる食農教育に今後はより一層力を入れるべきではないでしょうか。

おいしいもの、食を囲んでの楽しい思い出、五感で触れて感動したことが郷土愛を育み、魅力ある村づくりや農の担い手を育成することにもつながっていくものと考えます。

中川村でも、食育の意義や国の第4次計画を踏まえ、新しい時代背景に対応した食育、また中川村の課題を解決していけるような食育が求められていると考えます。

食育について村長、教育長はどのような考えや方針を持っておられるでしょうか。お考えをお聞かせください。

○村 長 最初に私から、考え方を持っているかということでございますので、述べさせていただきます。

このことを述べるのは非常に、自嘲的な意味も含めて、偏食の私としては非常になかなか言いにくいところもあるんですけど、申し上げます。

食育につきましては、全ての住民の生涯にわたる重要な課題になるだろうなというふうに考えております。

食育推進計画を策定し、食卓から健康や食育を皆で考える運動としてこれを推進し、その結果、保育園、小学校の朝食欠食率の低下、学校給食の中川産食材の利用率の増加など、食育への理解、周知が進んでいる結果であろうかなというふうに思っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありまして一緒に食べる機会が減少しております。このことは、食事の楽しさですとかマナー、食文化等が次の世代へ伝わりにくくなってしまったというふうに感じております。

引き続き学校給食の中川産食材の利用率を高めること、子どもたちや若い世代に郷土食や伝統食を継承していくことも大切だというふうに思っております。

そのほかにも、核家族化、高齢化の進行、それから、社会もデジタル社会ということにありますので、とにかく社会情勢が目まぐるしく変わっていることも事実です。こういう変化に合わせたこれからの食育の在り方、こういたものがどうあるべきかというところは考えていかなきゃいけないなというふうに思っておりますので、どちらにしても、議員が言われるように食育ということの今後の在り方も含めて重要なものだというふうに思っております。

○教育長 教育の分野に関しましては、現在行われている取組、こうしたものを御紹介することで食育についてどのように考えているかお示しさせていただきたいと思っておりますので、若干お時間をいただきながら説明をさせていただきます。

これまで学校教育においては、やはり給食を軸にいたしまして食育に取り組んできております。

食べるということ、やはり食べるということは命をつなぐ営みでありますし、子どもたちにとってはよりよく成長し発達していく営みでもあります。

私は特別支援学校の経験が長かったんですけども、重度の障害のあるお子さんの食べる、食べて命をつなぐということの姿、大切さを身をもって経験してまいりました。ですので、まずは、やはり食べられるっていうこと、そのことがまず重要なことであるというふうに考えております。

それで、議員の御質問の中にもあった昨今話題になっている摂食障害っていうようなことが、今は非常にコロナ禍の影響もあって若者を中心にして増えているということも報道にあります。

健康的に子どもたちが食べるということ、それが非常に大事だと思っているわけですが、子どもたちにとって安全でおいしく食べてもらえる給食でなければならないというところがまずはあると思われま。

私も月1回は給食センターで給食を食べて様子を見させていただいているんですけども、残菜の量が給食センターから毎日報告されます。残菜の量がゼロという数字、このゼロという数字を見ることは珍しくないんです。これは大変すごいなあと思っています。

コロナへの対応も緩和していますので、来年度からは給食の時間もより楽しい時間にまた戻していけると思うわけですけども、そういった中で子どもたちが食べるということを給食の中でもしっかりとできているということは、1つ大事なことだというふうに思っております。

それで、残菜ゼロっていうものをつくり上げているのが給食センターであり、給食センターのスタッフでございます。給食センターのスタッフも安全・安心でおいしい給食をよく食べ成長してほしいという熱い思いと、中川の給食は手作りにこだわっていますので、高い調理技術をもって、そうしたものに支えられております。私個人的には本当に自慢の給食センターだというふうに思っております。

本村にも食物アレルギーのお子さんは少なくないわけですけども、除去食や代替食も全て給食センターで対応しておりますので、そうした対応をもって、そうした子どもたちができる限り友達と同じように食べていけるような、そんな配慮もさせていただき、努力をしてくれているところであります。

どのような時代になろうと、こうした姿を目指していくということは食育のベースとして大事にしていきたいというふうに思っております。

次に、御承知のとおり、おいしい野菜届け隊の皆さんの御協力により、地元産の食材をできるだけ多く取り入れることを目標にしております。中川村の土地と風土で育ち、生産者の顔が見える安全な食材の使用、これが大変重要な食育につながっているというふうに承知をしております。

使用率について見ますと、平成30年度までにこうした取組で55%まで村内産の食材の使用が伸びましたけれども、コロナ禍の影響もありまして令和2年度は34%にとどまりました。

それで、本年度からは地産地消コーディネーターを配置しまして、組織の在り方等々を見直しして取り組んできております。

また、生産者の皆さんとのコミュニケーションを強化したりして改善を図った結果、現時点までで 55%まで回復をいたしました。

これにプラスして、村内産のお米 100%使用っていうのはプラスの話になりますので、そうなるのかなりの村内産の食材を使っているということになります。

お米以外のところでは 55%で、これを 60%にすることをまずは目標に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、生産に関わる課題も見えてきておりますので、そうしたことの解決に向けて取り組むことも村の課題に迫っていくことかなと、つながっていくような形で解決していかないといけないのかなっていうことは思っておりますが、まだ具体的にお話しできるものはありませんけれども、生産の課題というものとは給食の在り方でも感じているところがございます。

コロナでできなかった生産者の皆さんと子どもたちをつなぐ活動も徐々に再開していけるものと思っております。

また、地域の皆さんにも御支援いただいて、特に小学校では総合的な学習の時間においても野菜作りや米作りを体験しているという状況もありまして、食を支える農業を知り、実体験によってこれらが担っている価値を学ぶことにもつながっていくことだと思いますので、こうした学校での取組も今後大事にしていきたいというふうに思っております。

中川村の課題を解決していけるような食育についての回答にはなっていないかもしれませんが、今まさに取り組んでいることがベースとなって、ここからさらに発展性のある動きっていいですか、そういったものに向かっていけるのではないかと思います。

最後に中学校の家庭科の学習からの話なんですけれども、中川村の子どもたちは食に対する関心と栄養についての知識をしっかりと持っていて、例えばテストでも総じてできるということで、びっくりしたっていうことを教科担当された先生からお伺いしました。こんな子どもたちの姿からも、これまでの食育の積み重ね、あるいは、その中でもまたお弁当の日も実体験をもって子どもたちが積み重ねてきているわけなんですけれども、そういうことを重ねながら子どもたちは食育という視点で確実に育っているなというふうに確信をしているところでございます。

○8 番 (大島 歩) 今、村長と教育長のほうから前向きな、また丁寧な回答をいただいたと思います。

うちの子も学校給食で毎日お世話になってはいますが、この前休んだときもレモンタルトが食べられなかったと、とても悲しいと言っていましたので、本当に毎日楽しみにしています。

一方で、私も給食の生産者の届け隊の中に生産者としてずっと関わってきているんですけれども、栄養士の先生も若くなって行って、野菜の旬っていうものがだんだん感覚として分からないみたいなことも課題となって出てきて、そうすると冬場でも

キュウリをたくさん使ったレシピを出すとか、そういうことが何の疑問もなく出てきてしまっているっていうような現状も聞いておまして、これは本当に社会全体の問題でもあるかなって思うんですけども、中川村の子には本当に農業の現場の話とかいうことをよく知ってもらって、うまくそういうことを知ることが、また地産地消っていうことにも、旬のものを食べて元気に育つし、村の農業にもマッチするっていうようなことにつながっていくといいなというふうに考えております。

それでは次の質問に行きます。

中川村の食育基本計画の策定について、現状はどうなっていますでしょうか。

また、今後どのように進めていく予定でしょうか。

計画についてと、また体制についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○保健福祉課長 それでは計画の策定についてお答えをさせていただきます。

現在、村では、第2次食育推進計画——平成26年度から令和5年度を基に、食を大切にすることを育む、未来を担う子どもの食育、生活習慣病予防及び改善につながる食育、地産地消の推進の4つを重点として食育活動に取り組んでおります。

令和5年度は第2次計画の最終年度で、第3次計画の策定年度となります。

計画は、中川村食育推進懇話会で検討し、策定をしていきます。

懇話会の委員は、食育推進に理解と熱意を有する者及び関係団体の関係者で組織することになっております。様々な意見を取り入れる観点から、公募も考えております。

懇話会の中では、食育活動に関する今までの評価、あとは現状と課題などを整理し、次期計画に反映していきたいと考えております。

○8 番 (大島 歩) 今は次の食育の計画を立てるために準備をされているというような話であったと思うんですけども、第2次食育基本計画ですか、その評価というか、そこら辺はどのように捉えているか、ちょっとお考えをお聞かせいただけますか。

○保健福祉課長 評価ですね。食育計画は10年間の長い計画ということで、途中途中で見直し等ができていたかという、あまりできていなかったのではないかっていうような率直な感想もあります。

やはり、今、計画というものは、皆さんもおっしゃっているとおり、評価をして、その先に現状と課題を整理していくっていうことが大事になってくると思いますので、まず評価、課題を全員で理解するところから始めていくというふうに考えております。ですので、ちょっとどのように進んできたかっていうところの評価もきっちりやっていきたいと考えております。

○8 番 (大島 歩) そうですね。前の計画が立てられたのは10年前っていうことで、本当にこの10年の間に食をめぐる背景っていうのはすごく変わってしまったかなと思うんですね。

今はこういうふうに、例えばデジタル化とか、そういうことが上がっていますけれども、これからまたいろんな環境のこととかもそうですけれども、これから先10年っていうと本当に見通せないっていうことがいっぱいあると思うので、次の計画については、もちろん10年スパンぐらいで考えることもあると思うんですけども、3年と

か5年とか、そういうスパンでちょっと見直しをかけて、時代と子どもたちとか、大人たちもそうですけれども、生まれてから最後に亡くなっていくまで食っていうものはずっと必要になっていくってことなので、そういうことにマッチするように細かく計画を見直していただければと思うんですが、そこについてはどうでしょうか。

○保健福祉課長

今、議員のおっしゃるとおりでありまして、計画は、ただ立てれば終わりというものではなくて、やはり今は計画の中に数値化みたいなものも盛り込むようにというような指示もあります。できるところは皆さんに分かりやすく見えるように数値化等も考えていきながら、それぞれ毎年毎年評価をしていく、そして、やはり今おっしゃったとおり、10年間という長いスパンではとてもこの問題は計画が立てられないと思っておりますので、短期の計画であったり、長期を見据えたり、そのようなことも盛り込んで計画を策定していきたいと思えます。

○8 番

(大島 歩) ぜひそのようにお願いしたいと思います。

では次の質問に行きます。

2番目として小中学校における香害、化学物質過敏症への対応ということで質問させていただきます。

今年2月に中川中学校に通う生徒の親御さんから娘が化学物質過敏症かもしれないという相談を受けました。

御本人と親御さんの了解を得て、こちらにその一部を書かせていただきます。

この生徒さんは、香りの強い洗剤、柔軟剤や芳香剤の匂いなどで症状が出て、まず鼻が痛くなり、目、頭、喉、関節の順に痛みが広がっていくそうです。最も症状が進んだときは、体全体にベルトを巻きつけられたみたいにぎゅっとなって動けなくなってしまい苦しかったことがあるということでした。

教室で配られるプリントにも配る人の衣服の匂いがついていることがあり目が痛くなる。

みんなが制服を着ているときはまだよいが、家庭で頻繁に洗濯されるジャージや給食着をみんなが着用しているときに体調が悪くなりやすい。

匂いで気分が悪くなって保健室へ行ったが、保健室の布団も香料の匂いがきつくて入れなかった。

学校では手洗い・洗浄・掃除用に置いてある洗剤類で気分が悪くなることもある。

匂いが強いところへ行きたくない。

逃げられるところが欲しい。

こういうことは周りに言い出しづらくて困っていたけど、ずっと我慢してきた。

以上、生徒さんの声の一部ですが、このような症状、健康への不安や困っている実情を周囲に言い出せずに我慢をされてきたことは、心身ともに本当につらかったのではないかと思います。

中学校のほうでは、御本人、親御さん、また香害と化学物質過敏症についての啓発活動を行っているeco lifeなかがわの松原代表を交えて、改善に向けて一緒

に考えるための話合いの場を持っていただきました。

その結果、クラス全員で一緒に考えてもらう時間を取ってもらうことや先生方にも再度香害や化学物質過敏症についての周知を図っていただくこと、保健室の布団の匂いをなくすことなどの対応をしていただくことになりました。

昨年より中川村では、公共的な場所への5省庁連名のポスター掲示、eco lifeなかがわの皆さんによる啓発活動、保育園・学校での香害・化学物質過敏症を啓発する保健便りの発行、研究者を招いての勉強会の開催など、継続して啓発活動をしていただいているところです。

しかし、理解が広まり根本的な解決に至るには、まだまだ多くの時間を要すると感じております。

ですが、昨年、今年と香害で困っている生徒さんがいらっしゃることを考えますと、子どもたちが安心して過ごせる環境を少しでも早く整えることが必要です。

体調不良を言えずに我慢している子ども、もしかすると我慢している大人もいるかもしれません。まずは、すぐに対応できることから提案したいと思います。

1つ目として、小中学校で使うハンドソープや掃除用洗剤に調達基準を。

今回は学校で使うハンドソープや掃除洗剤に含まれる香料や化学合成物質によって体調が悪くなることが分かりました。

先生に購入方法の現状についてお伺いしたところ、学校にあるカタログからなるべく香料などの強くないものを選んでいくとのことでしたが、選ぶときの明確な基準はないということでした。

また、価格面で気を遣われることもあるようです。

どんな子どもでも安心して手洗いや掃除ができる環境にするためには、製品の明確な調達基準、あるいはポジティブリスト——当事者がこれなら大丈夫という製品のリストが必要ではないでしょうか。

ほかにも洗濯洗剤、芳香剤、消臭剤、除草剤などでも体調が悪くなるケースが報告されています。こういった製品についても配慮、検討し、調達ルールが必要です。

新年度に発注を担当される先生が替わっても調達基準やリストがあればいつの間にか元に戻るということもなく、担当される先生も選びやすくなると思います。

では、調達基準やリストをどのように決めるのかということですが、これは、eco lifeなかがわさん、県内や全国の事例、香害・化学物質過敏症関連の活動をしている団体の皆様の知見などを生かしながら当事者にとって安心できる製品をリストアップしていくのがよいのではないかと私は考えております。

また、どんな子どもにとっても安心できる製品を選んだ場合には従来よりも価格が上がってしまうことも予想されます。そういった面でも御理解、御協力いただけますでしょうか。

そして、保育園ほか村の公共施設でも同様に対応していくことができますでしょうか。

以上に関して教育委員会と村のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長 昨年度の事例、それと今年度の事例と、これは学校と共用しております。

昨年度的事例については、私も保護者の方からお話をお伺いさせていただいたりし、あとは授業も参観させていただき、今年も昨年度の状況を1つの参考にしながら進めていくのと、今お話があったeco lifeなかがわや議員のお力添えもあって、今年への対応を中学のほうでも検討していただいて、実施するという事で承知しております。

昨年度的事例に基づいて教育委員会として個々への対応の構え、これは5番議員の御質問にお答えしたときにお話ししたんですが、そういった構えは持ってということはありませんけれども、具体的な取組ということまでは十分に至ってはおりませんでした。

今回のこういう状況もあってということもありますし、昨年度の状況を踏まえたところで、やはり教育委員会としても実態の把握が必要であるという認識に立ちまして、お話をしましたとおり、まずは来年度の保健調査票を利用した調査、それで在籍する児童生徒全員に対してこのことについての調査を行うということは今決めております。

それで、保健調査票については年度当初に回収されますので、そこで状況の把握と、それと、必要に応じて、回答に基づいてそれぞれ聞き取りも行う予定でおりますので、そうした実態を踏まえて、今御提案いただいたことも1つの方策として考えていく材料にはなるかなと思いますので、今日の御提案は提案として受け止めさせていただきます。

○8番 (大島 歩) あ、保健福祉課のほうから……。

○保健福祉課長 すみません。村の対応としまして回答させていただきます。

保育園の関係になりますが、先ほど村長からも話があったとおり、洗濯用の洗剤は石けん製品に変えていくように保育園とも話をしておりまして、調達ができることから変えていくようなことを考えております。

議員も心配していただいているとおり、やっぱり従来よりも価格が上がってしまうということも保育園のほうも心配しておりますが、できるだけそういうことにも配慮しながら対応していきたいと考えております。

また、公共施設というところで、望岳荘では、もう環境に配慮した優しい製品を使用しているというようなことも聞いております。

また、役場の庁内、また文化センターのほうは、庁舎管理の総務課とも相談をしながら変えていけるものは変えていきたいと考えております。

○8番 (大島 歩) 今、教育長のほうからは考えさせてほしいということです。前向きに検討していただけるということで……。 (笑声)

○教育長 トーンが低かったかもしれませんが (笑声) 考えさせてほしいというよりは、これで実態を把握しますので、実態の把握は、多いからこれをやる、少ないからこれをやるということではなくて、まず実態把握をするということをして1つの根拠にしたいと思っていますので、それに基づいて、これからの方策の1つの提案として前向きに

検討させていただきたいということです。

○村長 保健福祉課長が保育園のことを申し上げましたけども、大分価格のことを心配されておるようですが、学校につきましても教育長とよく相談をして、これについては、失礼な言い方ですけど何年かかけての実験的なものというふうにも捉えられますので、製品を思い切って切り替えてみる、あるいは、そういうことをして、多少は高くてもやってみたらどういうふうな結果になるかということにはちょっと考える必要があると思っていますので、前向きに考えていきたいということです。

○8番 (大島 歩) 教育委員会と村長のほうのお答えは承知いたしました。

望岳荘のシャンプーとかが変わったってということは、かなり私の同世代の中で話題になりまして、ああこんなふうには、何ですかね、化学物質過敏症の方だけってということではなく、例えばアトピーを持っているお子さんとかがいらっしゃる、そういう方にも優しいものになっているかなと思って、ああこういうところで変わってきたってのがすごく話題になったんです。ぜひそれを続けていただきたいと思います。実験だけと言わずに、よろしくお願ひしたいと思います。

また、調達基準に関しては、また私とかeco lifeさんも一緒に考えていきたいと思っていますので、またいろんな情報を共有しながら進めていければと思います。

では2番目ですけども、こちらは先ほど5番議員のほうからも話がありましたが、保健調査票を利用し小中学生を対象とした実態把握をということで、ちょっとこの文章だけ読ませていただきます。

昨年12月議会では桂川議員が小中学生を対象に化学物質過敏症の実態調査をと質問しましたが、教育委員会としては専門的知見や体制がないので現段階では難しいというお答えでした。

しかし、専門的な調査はすぐには難しいとしても、今困っている児童生徒が中川村の小中学校にいないかを把握して体調に気をつけてあげるために、簡単な調査を早急にすることはできないでしょうか。

香害をなくす議員の会——これは、全国の地方議員、現在は82名が参加しておりますが、こちらでは2月の定例会で兵庫県宝塚市の高田輝夫教育委員会事務局管理部長が登壇され、保健調査票の項目追加あるいは別紙対応という形で簡単な調査をしたい、その上で重い症状があると思われるお子さんには個別でヒアリングしていきたいといったお話をされておりました。

実は、高田部長は御自身が化学物質過敏症を発症され、昨年12月の宝塚市議会でもその御経験を交えて子どもたちの立場に立った答弁をされています。

議員の会でも御自身の発症までの経緯や、どんなときつらいか、命の危険を感じた話、どう対策しているかなどを話され、自分は大人だから危険と思ったら避難できるが、授業中の子どもたちにそれができるだろうか、特に授業参観の日はいつも以上に匂いが充満しやすいが、途中で席を立つことが難しい、症状のある子がクラスにいれば、大人はこういうときに特に気をつけてあげないといけないとおっしゃっていました。

今回の中川村のケースでも、生徒さんは言えずに我慢していたのです。

つらい症状の理由が化学物質にあることに気づいていないお子さんもいるかもしれません。

食物アレルギーで体調が悪くなるお子さんは調査、対応してもらっています。香り、化学物質で体調が悪くなるお子さんについても、ぜひ保健調査票の対応で化学物質過敏症の症状がある児童生徒がいるかどうかの調査をお願いしたいですという質問だったんですが、先ほど調査をしますということで、うちも子どもが中学校に通っていますので、早速、もう既に調査票が回ってきておりまして、提出をさせていただいたところですので、また引き続き回答によって対応していただければと思います。

ここについては特によろしいですかね。(教育長うなずく)

では3番目、いざというときに避難できるスペースを確保するってということで質問したいと思います。

今回は体調が悪くなったときの避難場所であるはずの保健室でも布団に匂いがついていて休めなかったという声がありました。

本来、保健室は誰もが利用できる安心な場所であるべきです。

しかし、利用された方の中に例えば香りつき柔軟剤を使った衣服を着ていた生徒さんがいた場合などは、香料、マイクロカプセルが布団や室内へ移り香、付着してしまうことも考えられます。かといって、香料製品の使用の有無で保健室への出入りを制限することも現実的には難しいことです。

そこで、緊急的な対策として、化学物質過敏症と同様の症状を持つ児童生徒が具合が悪くなったときに避難し、安心して体調を回復できるスペースを校内に確保することはできないでしょうか。

我慢してそこに居続けると症状が進むおそれがあります。反対に、その場から離れれば症状を回復させることができます。

もちろん、本当は同じ教室で誰もが安心して学べる環境を実現させることが大事で、避難するような状況がないほうがいいんですけども、現状をすぐに変えることが簡単でないのであれば、避難スペースを学校で確保し、場合によってはそこからオンライン機器を利用して学ぶということもできるというような体制をぜひ整えていただけたらと思います。

逃げられるところがほしいという当事者の声をぜひ受け止めてください。

これについてはいかがでしょうか。

○教育長

匂いの関係とか、そういうのは、個々によって、部屋自体はどういう部屋が想定されるかということもあると思いますので、ここだけをついてということよりは、想定して抑えるとか、そういうことはこれからできると思いますけれども、相談して、ここをついていうことは対応していきたいです。今回のケースでは校長室を寝る場所にしたということをお伺いしましたので、そういった対応は取っていきたく思います。

それと、オンラインの授業についても、コロナ禍の状況で進めてくる中で、もう普

通に対応できますので、これも十分対応できるという形で、やらせていただきたいと思えます。

○8 番

(大島 歩) スペースの確保ですとかオンラインへの対応っていうことはしていただけるということなので、もし、また今回の調査での回答があった場合などには、ちょっと子どもたちには場合によっては対応していただければと思います。

最後になりますが、参観日、入学式、卒業式などの案内を出す際には、来校される方に香料製品使用に関する配慮やその理由を分かりやすく明記することについてお伺いしたいと思います。

参観日や入学式、卒業式では、通常より教室の中が密になり、また来校される方が使用されている香料製品——香りつきの柔軟剤ですとか、また化粧品、整髪料などによって児童生徒の体調が悪くなることがあります。

大人でも同様の経験をされる方もいます。つまり、香りとかがきつ過ぎて子どもの参観に行けなくなってしまったというような声もあるんです。

それで、参観日、入学式、卒業式などの案内を出す際には、来校される方に香料製品の使用に関する配慮を明記するようにできないでしょうか。

個々の小中学校の御協力が必要なことだと思いますけれども、ぜひそういった方針とお願いを周知徹底していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長

実態の把握をしますので、これも先ほどのソープ等のお問合せと同様に、それを1つの根拠にしまして前向きに検討して対応させていただくようにしたいと思います。

○8 番

(大島 歩) まず実態把握からということになりますけれども、村民の方に広く知っていただくっていう啓発の機会にもなりますので、ぜひ前向きにこの文書を入れていただけるようにしていただければと思います。

それでは3つ目の質問に移ります。

「中川村での結婚新生活を応援する制度は？」ということで質問いたします。

先日、知り合いの方から、結婚して中川村に住みたいという希望を持っているカップルがいるが、中川村には結婚生活応援の制度がないのでちょっと迷っているらしいというようなお話をお伺いしました。これはちょっと中川村にとって一大事ではないかと私は思いました。

資料2は中川村の近隣市町村で実施されている結婚新生活応援事業の状況です。

飯島町、宮田、駒ヶ根、大鹿では、内閣府の結婚新生活支援事業を活用して新婚世帯へ主に住居費に関する補助を行っています。

内閣府が進める結婚新生活支援事業とは、少子化対策の一環として結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の家賃、引っ越し費用などを支援する地方公共団体を対象に支援額の一部を補助するものです。

長野県内では現在 44 市町村が本事業を実施し、さき上げた自治体のほかにも辰野、箕輪、高森、飯田市などが近隣では手を挙げています。

支援の具体的な内容としては、夫婦の所得の合計が 400 万円未満、婚姻日における年齢が夫婦ともに 39 歳以下、その他市区町村が定めた要件を満たす世帯について新

居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、新居のリフォーム費用、引っ越し業者などに支払った引っ越し費用に対する支援を最大 60 万円——これは夫婦ともに 39 歳以下の場合なんですけれども、こういった金額を出すものです。これは市町村によって内容が変わる場合もあります。

では、中川村には新婚世帯の応援がないのかというと、そういうわけではなく、子育て世代支援を目的に、中学生以下の子を養育またはこれから養育しようとする世帯で夫婦とも年齢が満 45 歳以下の場合に住居取得や用地取得に対して支援する事業などが行われています。

新婚の方にもこの制度を使っていただくことができるわけですが、新婚時にすぐ土地を買ったり住宅を建てたりできる世帯ばかりではないかもしれません。

そういった点から、新婚世帯を対象として住宅の取得のほかにも賃貸や引っ越し費用にも使える補助金はとても使い勝手がよいのではないかと感じます。経済的不安から結婚に踏み切れないカップルへの後押しにもなるでしょう。

資料 3 の令和 3 年度結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果——令和 4 年 8 月に行われたものですが、これを御覧ください。

これは内閣府が結婚新生活支援事業を実施した自治体において制度利用世帯に行ったアンケートです。

4 番目の質問で「結婚にあたって経済的不安があったか。」という質問に対し「とてもあった」34%、「ある程度あった」55%となっており、合わせて 89%の新婚世帯が経済的不安を抱えていたことが分かります。

「Q 5. 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか。」という質問に対して回答のトップ 3 は、1 位「住居費」25.7%、2 位「家具や生活雑貨の購入」19.9%、3 位「結婚式費用」15.9%となっており、住居にかかる費用についての心配が最も大きくなっています。

このことから経済的不安を抱えている新婚世帯にとって特に住居費に係る支援はとても大きな意味を持つものであることが分かります。

どこに住むかを迷ったときには、この制度の有無で住む場所を決められる方もいるかもしれません。

今後、内閣府の結婚新生活支援事業の募集があった際には、中川村もぜひ手を挙げていただきたいと思います。

また、それまでの対応として結婚新生活を始められる世帯を対象としてお祝い金などで応援する制度をつくることはできないでしょうか。

あるいは、子育て世代住宅取得支援事業補助金を新婚世帯に限り賃貸や引っ越し費用にも使えるように運用を見直すことはできないでしょうか。

令和 3 年度に中川村に届出のあった婚姻は 70 件、うち 11 件が本籍人届け、59 件が他市町村からの送付でした。

1 組でも多くの新婚の皆さんに中川村で幸せな新生活をスタートしていただけたらなあとと思いますし、新婚世帯の新しい生活を応援できる温かい村でありたいです。

○村 長

内閣府の結婚新生活支援事業への参加と村独自の結婚新生活応援制度について考えをお伺いします。

結婚新生活支援事業につきましては、過去には平成 28 年度から 29 年度まで当村でも制度を制定し活用しておりました。残念ながらその当時は補助金の活用が非常に少なく、平成 28 年度に 1 件申請があったのみであります。

その後、定住対策に予算措置を行いまして、新婚生活支援事業補助金の対象ではなかった住宅地の取得ですとか住宅の新增築への補助金を整備してきたという経過があります。

その当時の補助金要綱を確認いたしますと、低所得者の婚姻に伴う新生活を支援するとしておりまして、夫婦の合計所得が 340 万円未満となっていたことや村内に民間の賃貸住宅がないことも活用が少なかった要因かとも思われます。

その代わり村では子育て世帯に特化して住宅を整備してきておりまして、現在でも 3 月の時期になりますと空いてくる住宅もございますので、そういった方向への誘導ということもあったかなあとというふうに思っております。

それで、御質問のことも家庭庁事業の結婚新生活支援事業への参加と村独自の結婚新生活応援制度についてでありますけれども、この事業につきましては世帯所得額要件が緩和され、29 歳以下世帯への補助金額の増額などがされるという予定だそうでありますので、内容をもう少し読み込んだ上で検討してまいりたいと思っております。

また、議員のほうで説明をいただきました近隣町村の実態、これがどういうふうにかつこの制度に乗っかる中で効果が出てきているのかつということも併せてお聞きをしながら考える必要があろうかなというふうに思っております。

村独自の応援事業としましては、令和 5 年度の重点施策としまして子育て世帯への支援を重点に新規、拡充をしておりますので、令和 5 年度事業の実績の確認と要望等の声を聞く中で、これは検討をしていくというふうにお答えをさせていただきます。

○ 8 番

(大島 歩) そうですね。昔は要件がとても厳しくて、夫婦合わせてそんな収入ではって、なかなかそういう該当する人がいなかったつということもちょっとあまり応募者がなかった 1 つの要因になっていたのかなあとというふうに私も承知しております。

ですが、先ほどのアンケートの中では、やはり、もう今は共働きとかが当たり前の世の中になってきていますし、本当に応援するつということ、その姿勢を村として見せる——なかなか結婚しようつところに至らない人も増えてきているので、どういう切り口で応援するつということを村として見せていくつということもとても必要なことかなあと私は思いますので、そういう人を応援しているよと——子育て子育てつ言うのもどうかなついうのもちょっと私の中にありまして、もちろん結婚されて子育てしていただけたらうれしいんですけども、絶対に子を授かることができるかどうかついうのも難しい時代になってきているんですよ。

そういうことも含めて村には応援する制度があるとは思いますが、あまりにも子育てつということを前面に出し過ぎてしまうと、ちょっと違うかなついうふ

うに思われてしまう御夫婦ももしかしたらいらっしゃるのかなと私は思いますので、結婚して中川で幸せになろうよってというような切り口で応援していただけるような、そういう仕組みとか制度をつくっていただければと思います。いかがでしょうか。

○村長 今お答えしたとおりでありますので、令和5年度の様子、それから近隣のこの制度を使っただけの実態、こういったものを研究しながら、村としてどういうふうに施策を取るのが一番いいかということを考えるということでございます。

その前に申し上げたいのは、必ずしなきゃいけないものではないはずなんですけど、やっぱり今は若い人たちが結婚になかなか向かえないってということ、やっぱり一番は、今の若い人たちが結婚して、言い方は悪いんですけど、1人でもなかなか生きていくのが難しいようないわゆる賃金の体系があるというふうにはしか思えないわけでありまして、このことを根本的に直さない限り、やはり結婚して次の世代をつくって、それで幸せなっていうか楽しいとか、そういう家庭をつくるなんていうことは非常に難しいんじゃないかと個人的なことを思っております。これは質問じゃありませんけれども、ぜひ国は、やっぱりそこを直すべきだなというふうに強く思います。

○8番 (大島 歩) そうですね。その点に関しては本当に国全体で考えていかなきゃいけないですし、将来を担っていく村の担い手というのが誰なのかってところで、もちろん子育て世代もそうなんですけれども、多様な世代あつての中川村ですし、多様な人がいての中川村でもあると思うので、調査をしてからってということではありますけれども、そういったところで村としてぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで大島歩議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時半とします。

[午後0時12分 休憩]

[午後1時30分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 島崎敏一議員。

○7番 (島崎 敏一) 今議会の初日の村長の挨拶にもありましたが、村の方針として子育て世帯を全力で応援しますと挨拶がありました。政策だけでなく、子育てに地域全体で取り組んでほしいという内容の質問を2点と、あとは空き家に関する質問を1点させてもらいます。

私は一般質問通告書に基づき3点の質問を今日はさせていただきます。

1つ目です。「子供達をネット依存とゲーム障害から守るための取組について」です。

昨年12月、中川村三者共催講演会で、ネットここが心配 身近な大人として知っておきたいことと題してセーフティネット総合研究所の代表南澤信之先生のお話がありました。この講演会をきっかけに地域住民の方々のゲーム依存という問題に対し

て地域の大人たちが真剣に向き合うべきという声を多く聞くようになりました。地域で包括的にインターネットのよいところとそうではないところを学び、しかるべき行動を起こす必要があると考えました。

そこで、私だけの考えではなく、幅広く子を持つ親御さんたちはどのような不安を抱えていたり各家庭で対策されていたりするかとということが知りたくてアンケートを実施しました。

資料については、次のページから資料がついているんですが、めくっていただくと資料が6ページほどあります。

これは私が個人で作成したもので、村の保育園から中学生の保護者を中心としてアンケートを行いました。調査期間は今年2月17日～28日で、インターネットのアンケートフォームや中川ショッピングセンターチャオの情報コーナー、また図書館を利用して幅広く呼びかけして、短期間ではありましたが44件の回答を得ました。全保護者を対象とした公式なアンケートではありませんし、あくまでも参考値程度のデータですが、興味深い回答を得ることができました。

全部を読む時間がないので、抜粋しながらアンケート結果の説明をさせていただきます。

まず、序文はアンケートの趣旨です。

「健全な脳の発達のために」とありますが、南澤先生の講演では子どもの脳の発達にインターネットやゲームのやり過ぎは影響が出るということで――すみません、飛ぶんですが、一番最後の資料を見ていただくと科学雑誌「Newton」の1月号の記事があるのですが、3年間の追跡調査の結果、スマホは子どもの脳の発達を遅らせることが明らかになったという記事があります。

それで、子どもたちがどれくらいインターネットに接しているか、令和3年度に村内の小学3年生～中学3年生を対象に「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」を子どもとメディア信州の調査により行いました。

全部はお伝えできないんですが、親が関わる部分として、ペアレンタルコントロール――これは未成年者に安全なインターネット環境を保護者が設定して、場合によってはもう自動的にゲームができなくなってしまう、インターネットにつながらなくなってしまうっていうような設定です。そういった設定がされているかという調査に対して、結果は7割近くが「されていない」「分からない」ということでした。

また、親御さんとの間のネットに関わる約束を守れているかという質問に対しては4割が「守れていない」「約束がない」という状況でした。

以上の現状を考えますと、子どもたちの健康を家庭の判断だけではなくて地域も含めて考えていくべきということで、皆様にアンケートさせていただきました。

次のページからざっと結果を御説明しますと、44件の回答のうち村内の方が82%、保育園から中学3年生までの幅広い世代の子を持つ親御さんからの回答でした。

それで、100%の御家庭でスマホ、タブレット、ゲーム機の使用があるということで、そのうちの81%の御家庭は何らかのルールがあるということでした。ルールの多くが

いわゆるペアレンタルコントロールというもので、使用時間の制限であったり課金の制限であったりというルールが設けられていました。

次のページへ行きまして、各家庭のルール、ペアレンタルコントロールなど、お子様は守っていますかということで、7割の御家庭が「おおむね守っている」との回答でした。

それで、8番「子供のインターネット・SNS・オンラインゲーム等の弊害について、家庭だけでなく地域や教育委員会等での取組みは必要だと思いますか」ということでは8割近い御家庭が「必要である」という回答でした。

9番なんですけど、「必要である」の中で「どのような取組を希望しますか？」ということでは、「親子で参加できる講演会」——啓発活動が1位、あともう一つ同率で1位が「外遊びの機会の創出支援」でした。それに続いて大人向け、子供向けの啓発活動、そして「母子保健からの早期の啓発活動」ということでした。

それで、10番以降は自由記述の回答なんですけど、ざっと説明しますと、最初に並べましたのが大前提として大人の問題であるということです。「その危険性を認識していない親の問題が大きい。」ですとか、ネットの規制はもちろん大事だけれども、それ以前の問題として子どもと一緒に遊ばない遊ばない親が多いかなと思います等の記述です。

それで、次のページの真ん中らへん、3人目の方からなんですけど、ネットの有害な面ばかりにフォーカスするのではなくて仕組みや子どもを守る機能などをきちんと理解したいという意見ですとか、インターネットやゲームを根源悪とみなすのではなく正負の両面側から見て御意見を提案してほしいなど、よい面もあるのでしっかり付き合い方を考えてほしいという意見。

それで、その次は、次のページへ行くと、いじめや事件、事故、犯罪に巻き込まれないかが心配ですや、これを書きながら不安感に襲われましたなど、やはりネット社会に対して不安を持っている方の意見。

それで、最後には提案をいただくような意見がありました。「外遊び、室内遊びを教える大人をボランティアではなく仕事にして、参加者も金銭負担がかからないしくみがあるとよい」ですとか「放課後子ども教室」がとてもありがたい」ですとか「放課後や休日に子どもも大人も気軽に参加できるコミュニティ（居場所）づくりが急務だと思います。」ですとか「スケートボードパークなどの大人も子どもも同じフィールドで真剣に遊ぶ施設が村内に必要です！」などの御提案がありました。

最後の居場所づくりに関しては、インターネットの弊害と根っこが異なる部分もありますが、このように現実世界のつながりを大切にしたいという声が多くありました。

また、アンケートのまとめというか、全体の傾向の中で、村内の保育園から中学生の保護者が対象だったため、内容が動画視聴であるとかオンラインゲームであるとかに関わる内容が多かったように思います。

以上を踏まえまして、村民の方の声を聞いた中でどのような行動を行うべきと考えますでしょうか、教育長の考えを聞かせてください。

〔村長、教育長、互いに顔を見合わせる〕（笑声）

○7 番  
○村 長 （島崎 敏一） 村長の意見、教育長の意見、見解をお伺いします。  
すみません、ちょっと顔を見合わせて予定を確認しました。

WHOがゲーム障害を国際疾病として正式に承認しているようでありまして。2019年にゲームやインターネット依存症の概念が生まれたのが最初っていうふうにあります。

ゲーム依存で日常生活に、あるいは健康にも影響を及ぼしている、仕事にも影響を及ぼすような事態が生まれているということだと思います。

それで、具体的には、特に子どもをめぐっては、ゲームですとかインターネットそのものよりも、ゲーム、インターネットにより昼夜逆転してしまうなどの直接的な健康問題、それから、これが高じて不登校、それと社会とのつながりが途絶えてしまう、こういう問題も発生しているというふうに思っております。

もう一つは、先ほど議員もおっしゃったとおり、雑誌「Newton」に書かれていたとおり、脳の発達に非常に大きな影響を及ぼすということで、これは驚きなんですけど、非常に恐ろしい話だなというふうに思います。

それで、子どもがゲームやネットに依存しないためにどうするかということですけども、1つは大人自信がゲームやインターネットよりも楽しいことがあるよっていうことを子どもに伝えていくっていうことが必要ではないかなっていうふうに思います。

ゲームやネットとの上手な関わり方や扱い方、子どもたちに及ぼす影響を早い時期から大人に伝えることがやっぱり重要にもなるでしょうし、妊産婦の健診から3歳児健診の際に両親へ専門家からの説明、パンフレット等を配布して今後は啓発していけたらいいかなというふうに思っております。

私の世代といいますかは、小さい頃は結構むちゃくちゃなことをしました。

私は天竜川の近くに住んでおりますので、何をしたかっていうと、雨が降るたんびに、台風が来るたんびに——これはちょっとつまらない話ですけど——もう待っていましたとばかり天竜川に繰り出すわけです。それで、増水してはいますが、もう経験値で大体学校は台風が通過する頃には帰きなさいと言うのが分かっていたので、同級生——私のところの近くに3人おりましたので、そいつらと一緒にもう飛んで帰って、かばんは当然放り投げて、ミミズを探してきて、これで濁った天竜川で——増水すると本流の強い流れのところに魚はいませんから、もう経験値で避難してくるっていうのも分かるわけです。そこでたくさん釣るわけです。これが非常に面白かったということです。

それと、いかだを作って、今のチャオの親水公園の横が霞堤になっているんですけど、あそこに大きな水たまりができるんですね。そこへもってって流木が流れてきますから、そういうのを集めて、うちからのこぎりとかを持ち出して、流木を集めて、縄を持ってきてこれを縛りつけていかだで遊んでいるわけです。それで、もうやっぱりその水たまりみたいところで遊んでいても面白くないので本流へ乗り出そ

うとするわけでした、当然、子どもですから——6年生ぐらいだったと思いますが、いかだのほうが多くて、幸い縄でしたので切れちゃって、乗り出すときに縄が切れたために助かったというか、巻き込まれなくて、それでようやく生きておるような状態です。

つまり、そういう体験とか冒険とか、そういうふうなことを今の子どもたちはなかなかできない。しかも、今の親の世代、子どもたちの親の世代は、そもそも論で、そういう体験をなかなかしていないんじゃないかっていうことが難しさと、子どもたちに外遊びをするともっと楽しいことがあるぞっていうことを伝えるような難しさがあるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、親の世代も、何ていいますか、テレビゲームで育ってきた世代ですので、当然ゲームの楽しさにはよく知っているでしょうし——私なんかはゲームっていても面倒くさいし、ちっともよく——実は、私の娘、実は妻も何か暇があればやっているんですよ、何が面白いのかちっとも分らないんですけども。つまり、そういうことをやること自体が私は苦手なんです。という面もあります。

ですから、私が言いたいのは、大人の中にもゲームやインターネット以外で遊ぶ方法を知っている方がいますし、もっと言っていくと、中川村にはキャンプをしたり外遊び、フィールドで遊ぶ楽しさがあるよっていうことを企画したり教えてくれる場所、こういったものがたくさんあるわけでありまして、こういう皆さんの力を借りながら、こういうところへまた親子で、ちょっと嫌がる子どもを無理やり引きずり出すって言い方はありませんけれども、そういう中で自分の性に合ったものがあればそちらのほうに興味も移るでしょうし、そうなればやっぱりしめたものかどうか分かりませんが、例えば興味の対象で一日、あるいは今日はこれで友達とこんなことをして遊ぼうっていうようなことでくたくたになるまで遊んで帰ってくるってような体験ができれば、恐らくゲームだけに集中するっていうことはなくなるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、そういう意味で、村としましては、教育委員会の関係になりますけれども、放課後子ども教室ですとか、あるいは社会教育の中でもいろんな親子で参加する機会もつくってもらえておりますので、ぜひそういうことを地域の皆さんとともに一緒に広げていくような宣伝は行政も力を入れてやっていかなきゃいけないし、そういうことの支援も側面からはしたいなと思っております。

インターネット、ゲーム等についてのお尋ねでございます。

ネットやゲームも含めてですが、今回の村議会では、例えば香害の問題、あるいは不登校の問題等々、子どもたちを取り巻く教育環境っていいですか、生活環境といいですか、環境が本当に難しい時代になったなということも改めて今回実感しております。

県教育委員会では、インターネットにつきまして児童生徒の利用実態や保護者の意識を把握し指導や啓発に生かすことを目的として、先ほど議員からも御紹介ありましたけれども、子どもとメディア信州とタイアップしてアンケート調査を行っております。

して、中川村もそれに参加をしております。議員の御指摘の点につきましては、このアンケートの結果からも取り組むべき課題であるということは認識をしております。

地域の取組としましては、これまでに、令和3年6月には公民館の分館と青少年健全育成協議会の合同研修会で子どもとメディア信州の松島恒志先生を講師にして本村の児童生徒の実態や親がなすべきことについて御指導をいただきました。

また、昨年——令和4年12月ですが、今御紹介ありました三者共催講演会でセーフティー総合研究所の南澤信之先生を講師にして、子どもの健康や発達への影響から、身近な大人がリスクを知り、子どもを知ることを意識した環境づくりと日常生活づくりをすべきとの御指導をいただきました。

いずれの専門家からも御指摘いただいたことは、議員の御指摘のとおり、今、大人たちが真剣に向き合うということだと受け止めております。

この実態については個人差がかなりありまして、当然、適切に利用している方々もたくさんいるわけでありまして。

ただ、明らかに過剰な利用になっているケースもあるわけで、そうした場合、やはり過剰な利用になっているケースは複合的な要因も同時にありまして、こうしたものについては個別対応が不可欠であるというふうに捉えております。

インターネットやゲームが問題となって久しいわけですが、学校においてもこれまで実態に応じた指導や相談をしてきていますが、年々難しさを感じております。ゆえに、地域としてどう取り組むかと、こういうことは非常に重要だというふうに教育委員会も考えております。

今、教育委員会で取り組み始めているのが、これまでもちょっと答弁の中で御紹介した教育と福祉が連携して子ども支援を行う組織である子ども育成推進会議がありまして、これが平成24年2月になかがわむら子育て5ヶ条というものを制定しております。

ただ、これがなかなか有効に使われてこなかった状況がありまして、例えば今年のPTAの役員の方にも子育て5ヶ条について御意見をお伺いしたんですけども、実は、そうした中で、ああそういうものがあるんだと、知らないという方々も少なからずおられました。

この5ヶ条の1つに「あいさつ 読書で 豊かな心 ゲーム テレビから ぬけだそう」という項目があります。

南澤先生の御指導からは、例えば1時間の壁——1日1時間までであれば自己回復力をカバーできるというような御指導もありました。また、脳へのダメージの回復に対しては会話であるとか読書が一番よいという御指導もあり、まさにこの項目に当てはまることだなあというふうに実感しております。

ただ、「ぬけだそう」という表現が今の時代に響くかっていうと、なかなか難しいだろうというふうに思っております。

ですので、まずは子育て5ヶ条を来年度は現在の実態に合った見直しを子ども育成推進会議で行いまして、それを軸にした活動の展開を検討していきたいというふうに

○教育長

考えております。

また、子どもたちが学齢期に入ってからへの対応では遅いのではないかと御意見もいただいております。子どもたちの健康への影響について就学前の早い段階から親御さんにもお伝えしていくなどの活動も同時に行っていく必要があるのではないかと御指摘もいただいております。そういう点では、子ども育成推進会議は教育と福祉が連携して取り組んでいく会議でありますので、またその中で協力をしながら、改めて子育て5ヶ条の見直しと、それを軸にした展開を来年度は検討してまいりたいと思います。

ちなみに、学校ではICT教育を推進しております。本村においてもおかげさまで順調に進んでおりますが、以前議会答弁でも触れましたけれども、教育委員会としましては、デジタルシチズンシップという考え方、つまり子どもたちがこうした教育によってよき利用者に成長していくと、そういう発想でICT教育も推進していきたいと思っております。

今これを指導目標の1つに据えておりますけれども、具体的な指導計画や実践についてはこれからということになっておりますが、こうした学びによって子どもたちがゲームについても、あるいはインターネットについても適切に利用できるような利用者になる、そういうことを今ICT担当の指導主事が中心になって進めておりますので、また学校教育の中でもそういうところに力を入れていきたいというふうに思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 村長、教育長、前向きな答弁、ありがとうございます。

幾つか御提案があります。

村長の答弁の中では大人がインターネットよりも楽しい世界があるよということを示していくべきと言いましたが、まだ有志の集まりなんです、長期休暇の子どもたちの居場所を保護者たちで何かつくってあげようという、そういった活動の計画をしています。

また、西小の近くにあります児童クラブでは、夏休みの子どもたちの利用者増によって人手が不足するであろうという支援員さんの声もあります。そんな中で、夏休みに子どもたちを地域の大人たちが見守りながら、村長のようなむちゃはさせないまでも天竜川で遊んだりですとか、前沢川でカジカを探してみたりですとか、そういったような安全に配慮しながら子どもたちを見守れるような夏休みの子どもたちの自然体験を兼ねた居場所づくりをしてあげたいという思いがあるんです。

しかし、こういったことに対しては、やはり幾らか活動費というものが必要になってきます。そんな中で、コロナが5類から2類に移行する状況の中で、今年の夏休みとかにそのようなことを計画したときに、村として応援というか、何かサポートしていただけるような可能性はありますでしょうか。

○議 長 島崎議員、今のコロナの発言は、2類から5類だよ。

○7 番 (島崎 敏一) ああ、そうです。2類からです。

○議 長 今5類から2類って言ったけど、そうですね。

○7 番 (島崎 敏一) そうです。はい。すみません。

○村 長 大変面白い企画をやってください。

それで、今急に言われましたのであれですけども、特色ある地域づくり事業での補助金、これは地域政策課のほうで所管をしておりますので、当面どうも当てはまるのはそんなところかなと思いますが、これは特色あるものでないと、あんなほどなというものと、後々につながっていくものでないといけませんので、ぜひそこら辺のところはいいアイデアを考えていただきたいなということを思います。

それから、天竜川の話が出ましたのでついでに申し上げたいんですけど、安全に配慮することはもちろんなんですけれども、かえって減水しているときに——天竜川に近づくなという教育をすること自体が私自身は間違っていると思っていますから、何ていいますか、増水したときに川に出ていくという無謀なことはいけませんけれども、そこら辺はよく大人が——川の状態を知っている大人でなければいけないなと思っておりますけれども——ぜひそういう楽しい企画をやってもらって、あとは、子どもたちだけで行ってはいけないんでしょうけど、場所を用意するっていうよりも、子ども自身がやっぱり遊びを見つけながら、何ていうんですか、やっていくっていうのが本当だと思うんですよ。

それで、大人が、何ていうの、場所を提供するっていうのは、最初のきっかけではいいと思いますけれども、ぜひ、私自身はそんなことを思います。

○7 番 (島崎 敏一) 前向きな答弁、ありがとうございます。

ぜひ、ちょっと村長が今言った助成金などを活用して運営していけたらと思っております。

また、教育長の答弁の中に先ほどあった子どもの居場所づくりに関わることなんです、中川村にも放課後子ども教室や中川こども食堂など、毎日ではないですが子どもの居場所をつくってあげようっていうことで地域の方が開設している施設が複数あります。このような取組が今よりも周知されるように村として支援をするべきと考えます。

具体的には、中川こども食堂ではなかなか周知が進まないということでチラシを配布したりするとか、放課後子ども教室でも利用者さんが減ってしまっていて、周知は頑張っているんだけどなかなか利用者さんが増えないということで、何か前向きな取組などありましたら教えてください。

○教育長 今、議員からお話がありますが、例えば、居場所と申しますか、活動場所という点では、今お話のありました児童クラブであるとか放課後子ども教室、あるいは中学では学習支援で未来塾っていうようなこともやっております。あるいは少年スポーツクラブ、公民館の講座、あるいは図書館の利用等々、現状でも様々な居場所となるものがあるわけなんです。

例えば、昨日は放課後子ども教室が本年度の最終を迎えて、私も行って来たんですが、私はニックネームがてんてんっていうんですが、子どもたちと一緒に遊んできたんですが、放課後子ども教室も年々希望者が少なくなってきていまして、去年今年あ

たりはもう 20 人に満たないお子さん方であります。それで、昨日あたりも、いろんな事情で、最終回に集まっていた子どもたちは 9 名ということでありました。

今は、大人の皆さんっていうか、おうちの皆さんも働くっていうことがどうしても生活を支えていく中ではありますので、例えば放課後子ども教室あたりは 5 時のお迎えっていうことがありますので、もしかしたらそこになかなか来られないっていうような、そんな状況、家庭的な状況等もあるのかなと思うんですけども、そんな状況もあります。

それで、放課後子ども教室は、そういうことで、今年も保護者宛ての希望を取る通知を出したんですが、もう子どもたち本人に働きかけようって言って、こちらのほうで子ども向けのチラシも作って配布したんですが、結果とするとなかなか伸びないという状況がございました。

ですので、こうした状況、それぞれ今あるものがどう利用されていくかっていうことについては改めて検討していかなくちゃいけませんし、少年スポーツクラブあたりは体験会等も開いて広く子どもたちが体験して参加を選択できるような機会もつくっておりますので、そうしたことはまた進めていきたいと思えます。

また、今、保護者の皆さんで活動場所や活動づくりをっていうようなお話もありましたが、そうした行政と連携した取組という点では、村長からもお話があったようにお金については助成する制度もあるわけですけども、改めて、今話が出ましたことも食堂とか、様々を見ますと、皆さんのそういう動きも含めて、やはり行政以外の民間でありますとか地域の住民の皆さん、保護者の皆さんの中に子どもたちに対してそういう居場所をつくろうとか活動をつくろうという動きがあるわけであります。

そういった点では、9 番議員の不登校の御質問のところでもお答えしましたように、ネットワークをつくって、そういう情報共有をしながら利用についても進めていく必要はあるかなっていうことを感じておりますので、そういった動きになるような取組には取り組んでみたいというふうに考えております。

○7 番 (島崎 敏一) ぜひネットワークづくりのほうを前向き進めていっていただきたいと思えます。

次の質問です。引き続き教育に関わることですが、次はスクールデザインプロジェクトについてです。

質問の要旨は、今後も続いていく保育園、小中学校の在り方の検討について情報発信及び会議の手法を今よりも村民に届く体制に変えるべきということ、2 番はスクールデザインプロジェクトの委員選出を公募型にするべきということの 2 点になります。では、この質問について詳しく説明します。

あり方検討委員会の答申では、2 つの小学校と 1 つの中学校を 1 つに統合し小中一貫校にするとありますが、この結論に至るアンケートの結果では、中学生以下の子どもがいる回答者の約 6 割が「統合」で、残りの 4 割が「維持」「その他」となっています。意見が統合一辺倒ではないことを重く受け止めるべきと思えます。スケジュールありきで進めるのではなく、保護者及び地域住民の方々への納得を確実にやっていく

必要があります。

自由意見を読んでみると、統合に賛成の意思表示をされた方でも統合されればクラス替えが可能になるかのような回答をされた方もいて、資料の内容を正確に受け止められていたかは疑問な点もあります。

また、教育の在り方、内容について具体的な意見が記載されていますが、これらの意見を実現するためにどのような体制で対応することが一番妥当なのかは何も検討材料がないまま二者択一を迫ったアンケートとなっていたため、このこと自体を批判する意見もありました。

このような意見を持っている方は 1 人ではないはずですが、この問題に向き合わずに話を進めていくと、「統合」や「維持」を支持する村民の方の中に必ず分断が発生してしまうと思います。それは一番もったいないことですし、避けなければならないことだと思います。

そのために必要なことは、村民の方への納得を確実に 1 つずつ取っていくことが大切だと考えます。

議会としても特別委員会を設置予定です。今後はより開かれた議論の場を展開していく予定です。

あり方検討委員会が 2 年間行われてきましたが、どのような会議が行われていたかということや統合に関わる問題の焦点については、村民に対して情報が十分に伝わっていなかったという話をよく聞きます。

ここで、あり方検討委員会で視察に行った信濃町の小中一貫校の取組はどうだったか調べてみました。どのような手法で小中一貫校づくりを進めていったのか、信濃町が出している本があるんですが、そこにどのような経緯で統合に至ったのかの記述がありました。

ちなみに、信濃町の人口は 8,500 人ほどだそうです。

中川村でいうあり方検討委員会の時点で 5 地区それぞれでの地区懇談会を行い、また子育てグループとの懇談もしたという経緯が記述されていました。もともとは信濃町の町長が学校統廃合の選択肢についての検討を有識者に諮問したということで、中川村のそれとは多少経緯が違うとは思いますが、懇談会という形で村民に対してしっかり説明をしていたということが書いてあります。

コロナ禍もあって、なかなかそういった村民の方への説明ができなかったと思いますが、これが周知の広まらなかった原因の一端ではないかと思えます。

4 月からは、あり方検討委員会ではなく、今度はスクールデザインプロジェクトというものが始まります。今後 2 年間かけて、またより深い議論がされていくと思えます。

現状を踏まえ、今後の取組の中で改善すべき広報体制ですとか、ここからどのように村民の問題意識を盛り上げていきますでしょうか、教育長の考えを聞かせてください。

○議長 ちょっと、ちょっと待って。

議会の中で特別委員会を設けるっていうことは決まっておらるので、情報を共有しながらやっていくっていうことで、特別委員会を設けるっていうことは決まっておらるので、そのところはちょっと訂正をしておいてください。

○7 番 (島崎 敏一) あ、すみません。訂正します。

○教育長 皆さんも御承知のとおり、教育委員会では保育園、小中学校のこれからの在り方についてあり方検討委員会に諮問いたしまして、2年にわたり御検討をいただきました。この2月に第8回を迎えまして、委員長さんからの提案である答申案について協議し、おおむね同意をされたという状況になりましたので、答申内容が決定したというふうに承知をしております。

これはまだ検討委員会の検討の段階でありますので、内容については今回の趣旨ではないと思いますので、手法ということでありましたので、そのところはちょっと省かせていただいております。お話をさせていただきたいと思っております。

答申については、明日——3月10日に答申を受ける予定でおります。そこから今度は教育委員会の考え方としての位置づけを進めていくという作業に入る予定でございます。

広報体制についてということで、もっと知りたかったというような方も多くいらっしゃったという御指摘であります。

今回の広報については、主には村の広報紙を利用して村民の皆さんに経過をお伝えしてきております。2年目に入った本年度から委員会の報告という形で5月7月10月、それと3月の4回、記事を掲載していきます。村の広報紙の利用についてはこれからも続けてまいります。

また、検討は公開で行ってきておりますので、報道機関からの取材でもお伝えいただいているところでございます。

ほかには、今回出席いただいている委員の皆さんを通して知っていただくということも想定していたわけでございます。

例えば民生児童委員会から御出席いただいていた委員さんは、民生児童委員会が開催されるたびにあり方検討委員会についての報告をされ、また逆に民生児童委員の皆さんの御意見をつぶさに聞き取っていただいております。検討委員会に報告していただきました。こうした取組によってできるだけ多くの皆さんに知っていただくことも期待してまいりましたし、そうやっていただいた御意見についてはあり方検討委員会の中の協議にも生かさせていただいております。

ただ、議員からもお話がありましたけれども、この2年間はコロナ禍によって様々な会議等々が中止となってきているという非常にタイミングのよくない時期になっておまして、例えば小中学校のPTAあるいは保育園の保護者会から出席していただいている委員さんからはこうした機会が持てなかったというお声も聞かせていただきました。そうした中で、それに代わる対応をどうすればよかったのかということについては反省をするところでございます。

また、懇談っていう形で考えると、関係の皆さんからの聞き取り、ヒアリングは行

わせていただいております。例えば小中学校のPTAの役員の皆さん、あるいは地区総代の皆さん、児童生徒の皆さん、そういう皆さんからもヒアリングをさせていただいて、それぞれの立場の御意見をいただきながらあり方検討委員会の中の協議を練り上げていくと、そういう経過はたどっていたというふうに承知をしております。

ただ、教育委員会で課題としておりますけれども、まだインターネットの部分は弱い部分がありまして、そうしたものでの発信に至らなかったっていうことは反省をしておりますし、まだ課題の状況で来ていることは申し訳なく思っております。

これからの詳細検討においては、じかに検討に参加していただくような機会を大事にしたいということで、まだまだこれからの進め方については検討中でありまして、御指摘のようにアンケートの自由記述にもたくさんの御意見をいただいておりますので、これからの詳細検討の中では、まず会議体で検討していくという在り方もあると思うんですけれども、広く村民の皆さんや保護者の皆さんの御意見を伺ったりして参画していただくようなやり方を想定しまして、まだ仮称であり、検討段階でありますので大きくアナウンスしておりませんが、スクールデザインプロジェクトという形にそういった意図を込めております。

広報については、そういう状況で考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 教育長が今おっしゃったように、広く村民の方が参画していけるように整えるという前向きな答弁、ありがとうございます。

それで、来年度から始まるスクールデザインプロジェクトの委員選出の仕組みを公募型で継続性のあるメンバーにするなど、村民の思いを丁寧にすくい上げるように改善すべきだと考えます。

議会日より1月号でも取り上げましたが、野外保育もりっこへ議会チョコッと訪問で行ったときにも委員選出を公募型にしてほしいという声を聞きました。

村内には野外教育に関わる職業の方々も複数おり、また地域で子どもを見守り育てていくという文化がほかの市町村と比べても高いほうだと言える地域だと思います。

現状では、あり方検討委員会は、PTAの方ですとか民生児童委員さんですとか総代さんですとか、役員さんではありますけれども充て職の方が多かったように思います。積極的に関わりたいという地域の方を登用して、また、やはり村の一番の魅力は人だと思いますので、ぜひ人の魅力を最大限に引き出せる委員登用の仕組みの構築をお願いしたいと思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

○教育長 今、広く御意見を伺うために公募型をとという御提案もございました。

公募型っていうところであっても、基本的にはやっぱり少数の方になってくるところもでございます。決定していくときには会議体としても必要になってくると思いますので、どういう形で運用するかは御意見も伺いながら検討させていただきますけれども、広く村民の皆さんが思いをという点では、先ほど申しましたようにプロジェクトというような意図で、そういう経過をたどっていくような村民の皆さんとの意見交換でありますとか、あるいは一緒に学習をするとか、そういうプロセスをたどっていく中で皆さんの御意見を広くお聞きすることができると思っておりますので、まずは、

こうした、仮称でありますし、まだ公にきちんとした計画としての発表はこれからになりますけれども、スクールデザインプロジェクトというようなコンセプト、こうしたものを大事にしていきたいというふうに思っております。

○7 番 (島崎 敏一) まだオフィシャルな形で発信されてはいないということですが、今後、より幅広い意見が出るように検討をお願いいたします。

次の質問です。

○議長 長 おい。時間だよ。

○7 番 (島崎 敏一) ん？

○議長 長 時間。

○7 番 (島崎 敏一) あ、時間。はい。

時間があまりないので……

○議長 長 まとめて言ってください。

○7 番 (島崎 敏一) ん？

○議長 長 まとめて言ってください。

○7 番 (島崎 敏一) まとめて。はい。はい。

「空き家相談出張窓口開設について」です。

3月12日になかがわ暮らし推進協議会の主催で空き家相談出張窓口が行われます。今までこのようなイベントは村で行われてこなかったもので、このようなイベントは大変よいことだと思います。今後とも継続的な開催と、より発展的な活動を希望します。

空き家は宝だと私は思っています。ですが、放置すればするほど価値は下がります。

空き家を探している移住希望者は大勢いるものの、それに対して空き家バンクへの登録者数は伸び悩んでいます。村民、移住者、両者への継続的な広報活動が必要だと思います。

空き家相談出張窓口に限らずですが、このような取組を来年度も積極的に行っていくべきと考えますが、担当課の考えを教えてください。

○地域政策課長 来年度の取組ということですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃられるように、空き家相談出張窓口については、今週日曜日にショッピングセンターチャオ情報発信スペースにて、空き家の適正管理や活用を目的に、村として初めての試みとして開設するものであります。

このような機会提供は特定空家対策や空き家を地域資源として活用することにつながると考え、来年度以降も継続して行っていきたいという考えであります。

なお、開設頻度や相談体制につきましては、要望等を考慮する中で、そういった要望が多ければ、それに応じて検討して開催したいと考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 時間がもうあまりありませんので、こちらの提案を幾つかさせていただきます。

通常の土日にやるのではなく、物件オーナーの方が遠方にいた場合は連休に帰ってくる方が多いので、ぜひ連休、3連休ですとか、あとはお盆休み、お正月休みの間際

にやることを提案いたします。

また、空き家のことだけでなく、移住希望者の方に空き家を巡るツアーですとか中川暮らしを体験するツアーですとか、参加型のイベントを行うべきと考えます。

先日、東京に行って移住者のセミナーに参加してきましたが、もう時代は確実に変わっています。5番議員、9番議員の質問にもありましたが、本当に田舎、農村での暮らしを都会の方々は望んでいます。そのようなニーズをしっかりと感じて、村としてできることを、担当課を越えて総力を挙げてやってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 長

地域政策課長、答えられるところだけ答えられますか。

○地域政策課長

最初に出していただいた御質問の項目、また今の提案につきましては、検討させていただきます。引き続き移住・定住につながるような施策につなげていきたいと考えております。

以上です。

○7 番

(島崎 敏一) 前向きな答弁、ありがとうございます。

○議長 長

これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時31分 散会]